○集成材の日本農林規格(平成19年9月25日農林水産省告示第1152号)

新	(平成29年10月	120 FI	農林水産省	告示第1579号)	
47/	\ 1%420 T 101	1 Z V III	成がかた 日		

(定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとお 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとお

用語	定
(略)	(略)
構造用集成材	集成材のうち、所要の耐力を目的として等級区分したひき板(幅方向に合わせ 調整したもの、長さ方向にスカーフジョイント又はフィンガージョイントで接 合接着して調整したものを含む。)又はラミナブロック(内層特殊構成集成材 に限る。)をその繊維方向を <u>互いに平行にして</u> 積層接着したもの(これらを二 次接着したもの又はこれらの表面に集成材の保護等を目的とした塗装を施した ものを含む。)であって、主として構造物の耐力部材として用いられるもの(化 粧ばり構造用集成柱を除く。)をいう。
(略)	(略)
幅はぎ未評価ラミナ	(略)
保存処理ラミナ	保存処理を施したラミナについて、MSR区分したものをいう。
(略)	(略)
MSR区分	等級区分機により測定された曲げヤング係数が基準に適合し、かつ、曲げヤング係数に対応した曲げ強さ又は引張り強さが基準に適合していることを定期的に確認することを前提に、等級区分機を用いて長さ方向に移動させながら連続して曲げヤング係数を測定し <u>て品質を</u> 区分することをいう。
(略)	(略)

(定義)

りとする。

旧

用語	定義
(略)	(略)
構造用集成材	集成材のうち、所要の耐力を目的として等級区分したひき板(幅方向に合わせ 調整したもの、長さ方向にスカーフジョイント又はフィンガージョイントで接 合接着して調整したものを含む。)又はラミナブロック(内層特殊構成集成材 に限る。)をその繊維方向を <u>お互いに平行して</u> 積層接着したもの(これらを二 次接着したもの又はこれらの表面に集成材の保護等を目的とした塗装を施した ものを含む。)であって、主として構造物の耐力部材として用いられるもの(化 粧ばり構造用集成柱を除く。)をいう。
(略)	(略)
幅はぎ未評価ラミナ	(略)
[新設]	[新設]
(略)	(略)
MSR区分	等級区分機により測定された <u>長さ方向の平均</u> 曲げヤング係数が基準に適合し、かつ、 <u>長さ方向の最小</u> 曲げヤング係数に対応した曲げ強さ又は引張り強さが基準に適合していることを定期的に確認することを前提に、等級区分機を用いて長さ方向に移動させながら連続して曲げヤング係数を測定し区分することをいう。
(略)	(略)

(造作用集成材の規格)

第3条 造作用集成材の規格は、次のとおりとする。

	区 分	基	準		
	<u> Б</u>	1 等		2	等
品質	接着の程度	別記の3の(1)の浸せき <u>剝離</u> 試験の結果、二次接着以外にあっては、両木口面における <u>剝離</u> 率が10%以下であり、かつ、同一接着層における <u>剝離</u> の長さの合計がそれぞれの長さの3分の1以下であること。また、二次接着にあっては、当該部分の切断面における平均、外離率は、2個の試験片を使用する場合には各試験片の <u>剝離</u> 率の平均とし、1個の試験片を使用する場合には当該試験片の <u>剝離</u> 率を平均 <u>剝離</u> 率とする。	(略)		
	(略)	(略)			
表示	(略)	(略)			

2 (略)

(化粧ばり造作用集成材の規格)

第4条 化粧ばり造作用集成材の規格は、次のとおりとする。

区分	基	準		
	1 等		2	等
品 接着の程度 質	別記の3の(1)の浸せき <u>剝離</u> 試験の結果、両木口面における <u>剝離</u> 率が10%以下であり、かつ、同一接着層における <u>剝離</u> の長さの合計がそれぞれの長さの 3分の1以下であること。	(略)		

(造作用集成材の規格)

第3条 造作用集成材の規格は、次のとおりとする。

	区 分	基	準			
	Б Л	1 等		2	等	
品質	接着の程度	別記の3の(1)の浸せき <u>はく離</u> 試験の結果、二次接着以外にあっては、両木口面における <u>はく離</u> 率が10%以下であり、かつ、同一接着層における <u>はく離</u> の長さの合計がそれぞれの長さの3分の1以下であること。また、二次接着にあっては、当該部分の切断面における平均 <u>はく離</u> 率が10%以下であること。なお、平均 <u>はく離</u> 率が10%以下であること。なお、平均 <u>はく離</u> 率は、2個の試験片を使用する場合には各試験片の <u>はく離</u> 率の平均とし、1個の試験片を使用する場合には当該試験片の <u>はく離</u> 率とする。	(略)			
	(略)	(略)				
表示	(略)	(略)				

2 (略)

(化粧ばり造作用集成材の規格)

第4条 化粧ばり造作用集成材の規格は、次のとおりとする。

	区分	基	準			
		1 等		2	等	
品質	接着の程度	別記の3の(1)の浸せき <u>はく離</u> 試験の結果、両木口面における <u>はく離</u> 率が10%以下であり、かつ、同一接着層における <u>はく離</u> の長さの合計がそれぞれの長さの3分の1以下であること。	(略)			

	(略)	(略)	(略)
	化粧薄板の厚さ	敷居、かまち及び階段板の上面にあっては、 <u>0.6</u> mm以上であること。	(略)
	(略)	(略)	
表示	(略)	(略)	

2 (略)

(構造用集成材の規格)

第5条 構造用集成材の規格は、次のとおりとする。

	区分			基		準			
日 資	接(う向た着評いくのミ、接の程を分にもの価部)	<u>離</u> 圧	接着層全体が一様に接着されているものであって、別記の3の(1)の浸せき <u>剝離</u> 試験及び別記の3の(2)の煮沸 <u>剝離</u> 試験の結果、又は別記の3の(3)の減圧加圧 <u>剝離</u> 試験の結果、次の(1)及び(2)の要件に適合すること。 (1) 次のアからウまでの数値以下であること。 ア 試験片の両木口面におけるラミナブロックの積層接着、二次接着及び幅はぎ接着を含む全ての接着層の全体の <u>剝離</u> 率が5% イ 試験片の各木口面ごとの同一接着層(幅はぎ接着を除く。)における <u>剝離</u> の長さの合計がそれぞれの接着層の長さの4分の1ウ 試験片の各木口面ごとの全ての幅はぎ接着部及びラミナブロックの積層接着部における接着層の <u>剝離</u> の長さの合計が集成材の積層方向の辺長の4分の1 (2) (略)表4 (略)						
	(略)		(略)						
	材面の品質	1	面の品質は表6の1程 後6 材面の品質の基準	_ ••	ては3種0	 のいずれた	かの基準に	 に適合す	ること。
			.			基	準		
			事 項	1	種	2	種	3	種
			(略)	(略)		(略)			

	(略)	(略)	(略)
	化粧薄板の 厚さ	敷居、かまち及び階段板の上面にあっては、 <u>1.5</u> mm以上であること。	(略)
	(略)	(略)	
表示	(略)	(略)	

2 (略)

(構造用集成材の規格)

第5条 構造用集成材の規格は、次のとおりとする。

, 0 ,	下 情速/11米/	1901	れの就情は、久のこの	7 - 7 0 0				
	区 分			基	:	準		
品 質	接(う向た着評いく)のま、接の程を分にもの程を分で度しをの方し接のな除		接着層全体が一様に接着されているものであって、別記の3の(1)の浸せき <u>は</u> < 離試験及び別記の3の(2)の煮沸 <u>はく離</u> 試験の結果、又は別記の3の(3)の減圧加圧 <u>はく離</u> 試験の結果、次の(1)及び(2)の要件に適合すること。 (1) 次のアからウまでの数値以下であること。 ア 試験片の両木口面におけるラミナブロックの積層接着、二次接着及び幅はぎ接着を含む全ての接着層の全体の <u>はく離</u> 率が5% イ 試験片の各木口面ごとの同一接着層(幅はぎ接着を除く。)における <u>はく離</u> の長さの合計がそれぞれの接着層の長さの4分の1ウ 試験片の各木口面ごとの全ての幅はぎ接着部及びラミナブロックの積層接着部における接着層の <u>はく離</u> の長さの合計が集成材の積層方向の辺長の4分の1 (2) (略)表4 (略)					
	(略)		(略)					
	材面の品質		材面の品質は表6の1種、2種又は3種のいずれかの基準に適合すること。 表6 材面の品質の基準					
			± +=			基	隼	
			事項	1	種	2 種	3 種	
			(略)	(略)		(略)		

		変色及び汚染	材固有の色沢に 調和し、その様 相が整っている こと。	\ <u></u>	こ 同左			
		(略)	(略)	(略)	(略)			
(日	各)	(略)						
「		(略) 表8 隣接するラミナの ラミナの種類 区 分	1	イント(ス フィ が 1 / 7.5 (ス いう。)を / 7. 0.1m 長さ	ンガージョイント カーフ傾斜比が 1 5以下、かん合度が m以上、フィンガー が <u>6.0mm</u> 以上のもの う。)を用いたもの			
(B	各)	(略)						
材 ラミナ 料 の厚さ		1 ラミナの厚さは5c を伴うシミュレーショ 厚さが6cm以下である 2~5 (略)	ョン計算によって引	·				
	接着剤							

	変色及び汚染(略)	材固有の色沢に 調和し、その様 相が整っている こと。 (略)		同左 (略)
(略)	(略)			
隣ま方部(にラいてもる長接隔方しを接しに うさ着等向た互した限	(略) 表8 隣接するラミナの ラミナの種類 区 分	の長さ方向の接着部 スカーフジョイカーフ傾斜比が以下のものをし用いたもの (略)	イント(ス フィン が1 /7.5 (スガ いう。)を /7.5 0.1mm 長さか 又は1 <u>外)以</u>	ッガージョイント コーフ傾斜比が 1 以下、かん合度が 以上、フィンガー 「10.5mm (内層用) 2.0mm (内層用以 上のものをいう。) かたもの
(略)	(略)			
材 ラミナ の厚さ				
接着剤	1・2 (略) 3 使用環境Cの表示をしてあるものにあっては、第2条に定義する要求性能を満たした次に掲げる樹脂又はこれらと同等以上の性能を有するものであること。 (1) ラミナの積層方向、幅方向の接着及び二次接着に用いる接着剤レゾルシノール樹脂及びレゾルシノール・フェノール樹脂、水性高分子イソシアネート系樹脂 (日本工業規格(以下「JIS」という。) K 6806			

	するもの。以下同じ。) (2) (略)		に定める1種1号の性能を満足するもの。以下同じ。) (2) (略)
(中財政域材 で対構及級材 で対構ので対構ので対構の が構造で対構の が構造でが、 を が構造では が構造では が構造では が、 が、 は は は は は は は は は は は は は は は は	(1)及び(2)に掲げるいずれかの種類のうち、当該(1)又は(2)に定める木材保存剤(JISK1570(2013)に規定するものをいう。以下同じ。)により保存処理が行われていること。ただし、(1)は構造用集成材に保存処理を施したもの(以下「製品処理集成材」という。)及び同様の保存処理が施された保存処理ラミナにより構成されたもの(以下「ラミナ処理集成材」という。)に用いる場合、(2)は製品処理集成材に用いる場合に限る。 (1)第四級アンモニウム化合物系ジデシルジメチルアンモニウムクロリド剤(AAC-1)(2)アゾール・オオニコチノイド化合物系シプロコナゾール・イミダクロプリド剤(AZN)別記の3の(10)の浸潤度試験の結果、辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、材面から深さ10mmまでの心材部分の浸潤度が80%以上であること。別記の3の(11)の吸収量試験の結果、木材保存剤の吸収量が、表9の中欄に掲げる使用した木材保存剤の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していること。ただし、複数の有効成分を配合したものについては、その配合比がJISK1570(2013)に規定する範囲内であって、かつ、各有効成分の合計が同表の基準に適合していること。	[新設]	[新設]
	性能 使用した木材保存剤 保存処理を 施した集成 材の区分		
	K3 第四級アンモニウム 化合物系 製品処理集 成材、ラミナ処理集成 材 ジデシルジメチルアンモニウム クロリドとして4.5kg/m³以上 材		
	アゾール・ネオニコ チノイド化合物系 製品処理集 成材 シプロコナゾール・イミダクロ プリドとして0.15kg/m³以上		
5	製品処理集成材にあっては、別記の3の(7)のアの曲げA試験の結果、対 称異等級構成集成材にあっては、第3項の表曲げ性能の項、同一等級構成集成材にあっては、第4項の表曲げ性能の項の基準を満たすこと。 インサイジングは欠点とみなさない。ただし、曲げ強さ及び曲げヤング係数の数値が表示する強度等級の基準に適合すること。		

1			 		
	寸 法	表示された寸法と測定した寸法との差が <u>表10</u> の数値以下であること。 <u>表10</u> 寸法の許容差 (表略)		寸 法	表示された寸法と測定した寸法との差が <u>表9</u> の数値以下であること。 <u>表9</u> 寸法の許容差 (表略)
	表示事項	1~4 (略) 5 保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあっては、1から4までに規定するもののほか、性能区分、使用した木材保存剤の種類及び処理方法を一括して表示してあること。 6 実大曲げ試験又は実証試験を伴うシミュレーション計算による強度確認を行ったものにあっては、1から5までに規定するもののほか、実大曲げ試験又は実証試験を伴うシミュレーション計算を実施した旨の表示をしてあること。 7 プルーフローダによる強度確認を行ったものにあっては、1から6までに規定するもののほか、プルーフローダによる強度確認を行った旨の表示をしてあること。 8 使用する接着剤又は塗料若しくは木材保存剤がいずれもホルムアルデヒドを含まないものであり、かつ、放散しないものであることを登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、1から7までに規定するもののほか、その旨を表示することができる。 [削る。]	表示	表示事項	 5 実証試験を伴うシミュレーション計算による強度確認を行ったものにあっては、1から4までに規定するもののほか、実証試験を伴うシミュレーション計算を実施した旨の表示をしてあること。 6 プルーフローダによる強度確認を行ったものにあっては、1から5までに規定するもののほか、プルーフローダによる強度確認を行った旨の表示をしてあること。 7 塗装したものであって、ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料を使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、1から6までに規定しているもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料を使用している旨を表示することができる。 8 塗装していないものであって、ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、1から6までに規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示することができる。
	表示の方法	1~4 (略) 5 表示事項の5により、保存処理を施した旨の表示をする場合にあっては、性能区分は「保存処理K3」又は「保存K3」と記載するほか、使用した木材保存剤の種類を表11の左欄に掲げる木材保存剤名又は同表の右欄に掲げる木材保存剤の記号をもって記載すること。また、処理方法を性能区分の次に「(製品処理)」又は「(ラミナ処理)」と記載すること。表11 木材保存剤の記号		表示の方法	1~4 (略) [新設]

	<u>6</u> 表示事項の項の <u>6</u> により、 <u>実大曲げ試験又は</u> 実証試験を伴うシミュレーシ
	ョン計算による強度確認を行った旨の表示をする場合で <u>あって、実大曲げ試</u>
	験による強度確認を実施したものにあっては、「実大曲げ試験による強度確
	認を実施」等と、実証試験を伴うシミュレーション計算による強度確認を行
	<u>ったもの</u> にあっては、「実証試験を伴うシミュレーション計算による強度確
	認を実施」等と記載すること。
	<u>7</u> 表示事項の項の <u>7</u> により、プルーフローダによる強度確認を行った旨の表
	示をする場合にあっては、「プルーフローダによる強度確認を実施」と記載
	すること。
	8 表示事項の項の8により、接着剤又は塗料若しくは木材保存剤にホルムア
	<u>ルデヒドを含まない旨又は放散しない旨の表示をする場合には、次のいずれ</u>
	<u>かの方法によること。</u>
	(1) 当該接着剤又は塗料若しくは木材保存剤を列記する方法
	<u>(「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗</u>
	<u>料を使用」等。)</u>
	<u>(2)</u> 「ホルムアルデヒド不使用」と記載する方法
	[削る。]
	(略)
(略)	(略)

- 2 前項のラミナの品質の基準は、次のとおりとする。
- (1) 目視区分によるもの

東 西		基	準	
事項	1 等	2 等	3 等	4 等
強度性能(対称 異等級構成材の外非成集の外非成集の外非成集の外非成集の外が成功を 引張りまでは、 引張りまでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	て、別記の3の び(2)の要件に遊 (1) 試料ラミナ(値の欄に掲げ (2) 試料ラミナ(限値の欄に掲 2 長さ方向に接 別記の1の(3	りにより抜き取られた (7)のイの曲げB試験 配合すること。 の曲げヤング係数の引 る数値以上であること の95%以上の曲げヤン げる数値以上であること	の結果が次の(1)及 型均値が <u>表12</u> の平均 こ。 ング係数が <u>表12</u> の下 こと。 試料ラミナについ	

- 表示事項の項の5により、実証試験を伴うシミュレーション計算による強度確認を行った旨の表示をする場合にあっては、「実証試験を伴うシミュレーション計算による強度確認を実施」等と記載すること。
 表示事項の項の6により、プルーフローダによる強度確認を行った旨の表示をする場合にあっては、「プルーフローダによる強度確認を実施」と記載すること。
 表示事項の項の7により、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料を使用している旨の表示をする場合には、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料を使用」と記載すること。
 表示事項の項の8により、非ホルムアルデヒド系接着剤である旨の表示をする場合には、「非ホルムアルデヒド系接着剤である旨の表示をする場合には、「非ホルムアルデヒド系接着剤である旨の表示をする場合には、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」と記載すること。
- 2 前項のラミナの品質の基準は、次のとおりとする。

(略)

(1) 目視区分によるもの

(略)

		基	準	
事 項	1 等	2 等	3 等	4 等
強度性能(対称 異等級構成集成 材の外層用ラミ ナ、非対称異等 級構成集成材の 引張り側の外層	て、別記の3の(7 び(2)の要件に適合 (1) 試料ラミナの	こより抜き取られた)のイの曲げB試験 うすること。 曲げヤング係数の平	の結果が次の(1)及 ^工 均値が <u>表10</u> の平均	
引張り側の外層 用ラミナ及び同 一等級構成集成値の欄に掲げる数値以上であること。初のラミナに限 る。)2 長さ方向に接着したもの 別記の1の(3)により抜き取られた試料ラミナにつて、別記の3の(7)のウの曲げC試験又は(8)の引張り			・ ・グ係数が <u>表10</u> の下 :と。 :試料ラミナについ	

	合すること。 (1) 試験片の曲に げる験片の毎に がるがしい。 (2) 試験片の959 掲げる数値の引き 掲げる数件の引き 長の区分にでした。 た数はにでも (4) 試験片の959 値に表13の左根	6以上の曲げ強さが <u>3</u> とであること。 長り強さの平均値が <u>3</u> <u>を13</u> の左欄に掲げる記 こた同表の右欄に掲げ あること。 6以上の引張り強さた 関に掲げる試験片の軸 の右欄に掲げる係数る	2の平均値の欄に掲 長12の下限値の欄に 長12の平均値の欄に 試験片の幅方向の辺 ずる係数を乗じて得 が表12の下限値の数 高方向の辺長の区分		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
変 色	利用上支障のない <u>こと。</u>	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

<u>表12</u>・<u>表13</u> (略)

(2) 等級区分機によるもの

事項	基準
強度性能(曲げ 性能試験を行う ものを除く。)	1 MSR区分したもの (1) 区分されたラミナの全ての曲げヤング係数が表15の左欄に掲げる機械区分による等級に応じ、曲げヤング係数の欄に掲げる数値以上であること。 (2) 対称異等級構成集成材の最外層用ラミナ及び外層用ラミナ、非対称異等級構成集成材の引張り側の最外層用ラミナ及び外層用ラミナ並びに同一等級構成集成材に用いるラミナにあっては、(1)に加えて別記の1の(3)により抜き取られた試料ラミナが次のア、イ及びウ又はア、エ及びオの要件に適合すること。 ア 別記の3の(7)のイの曲げB試験の結果、その値が表15のそれぞれの機械区分による等級に対応する曲げヤング係数の欄に掲げる数値以上であること。

	合すること。 (1) 試験片の曲に げる数値以上で。 (2) 試験片の959 掲げる数値以上で。 場がる数片の引き 場がる分値に表した数値にない。 た数は験片の959 値に表11の左梢	6以上の曲げ強さが E い強さの平均値が 長り強さの平均値が <u>長11</u> の左欄に掲げる こた同表の右欄に掲げる あること。 6以上の引張り強さた 関に掲げる試験片の帆 の右欄に掲げる係数	0の平均値の欄に掲 長10の下限値の欄に 長10の平均値の欄に 試験片の幅方向の辺 ずる係数を乗じて得 が表10の下限値の数 富方向の辺長の区分	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
変 色	<u>目立たない程度であること。</u>	同左	同左	同左
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

表10·表11 (略)

(2) 等級区分機によるもの

. ,	
事項	基準
強度性能(曲げ 性能試験を行う ものを除く。)	1 MSR区分したもの (1) 区分されたラミナの全ての曲げヤング係数が表13の左欄に掲げる機械区分による等級に応じ、曲げヤング係数の欄に掲げる数値以上であること。 (2) 対称異等級構成集成材の最外層用ラミナ及び外層用ラミナ、非対称異等級構成集成材の引張り側の最外層用ラミナ及び外層用ラミナ並びに同一等級構成集成材に用いるラミナにあっては、(1)に加えて別記の1の(3)により抜き取られた試料ラミナが次のア及びイ、又はウ及び工の要件に適合すること。 [新設]
	<u>ア</u> 別記の3の(7)のウの曲げC試験の結果、その平均値が <u>表13</u> のそれぞれの機械区分による等級に対応する曲げ強さの平均値の欄に掲げる数値

以上であること。 ウ 別記の3の(7)のウの曲げC試験の結果、その95%以上の曲げ強さの 下限値が表15のそれぞれの機械区分による等級に対応する曲げ強さの下 限値の欄に掲げる数値以上であること。 エ 別記の3の(8)の引張り試験の結果、その平均値が表15のそれぞれの 機械区分による等級に対応する引張り強さの平均値の欄に掲げる数値に 表16の試験片の幅方向の辺長の区分に対応する係数の欄に掲げる数値を 乗じて得た数値以上であること。 オ 別記の3の(8)の引張り試験の結果、その95%以上の引張り強さの下 限値が表15のそれぞれの機械区分による等級に対応する引張り強さの下 限値の欄に掲げる数値に表16の試験片の幅方向の辺長の区分に対応する 係数の欄に掲げる数値を乗じて得た数値以上であること。 2 機械等級区分したもの (1) (略) (2) 対称異等級構成集成材の最外層用ラミナ及び外層用ラミナ、非対称異等 級構成集成材の引張り側の最外層用ラミナ及び外層用ラミナ並びに同一等 級構成集成材に用いるラミナにあっては、(1)に加えて別記の1の(3)によ り抜き取られた試料ラミナが、別記の3の(7)のイの曲げB試験の結果、 その値が表15のそれぞれの機械区分による等級に対応する曲げヤング係数 の欄に掲げる数値以上であること。 (3) 対称異等級構成集成材の最外層用ラミナ及び外層用ラミナ、非対称異等 級構成集成材の引張り側の最外層用ラミナ及び外層用ラミナ並びに同一等 級構成集成材に用いるラミナのうち、長さ方向に接着したものにあっては、 (1) 及び(2) に加えて別記の1の(3) により抜き取られた試料ラミナが1の (2)のイ及びウ又はエ及びオの要件に適合すること。 (略) (略) 変 色|利用上支障のないこと。 (略) (略) 材の両端部の品│等級区分機による測定のできない両端部における節、穴等の強度を低減させる 質(MSR区分 欠点の相当径比が、中央部(等級区分機による測定を行った部分)にあるもの に限る。) の相当径比より大きくないこと。又は、相当径比が表14の右欄に掲げる数値以 下であること。 表14 (略) (略) (略)

以上であること。

- $\underline{\mathbf{d}}$ 別記の3の(7)のウの曲げ \mathbf{C} 試験の結果、その95%以上の曲げ強さの下限値が $\underline{\mathbf{k}}$ 13のそれぞれの機械区分による等級に対応する曲げ強さの下限値の欄に掲げる数値以上であること。
- ウ 別記の3の(8)の引張り試験の結果、その平均値が<u>表13</u>のそれぞれの機械区分による等級に対応する引張り強さの平均値の欄に掲げる数値に 表14の試験片の幅方向の辺長の区分に対応する係数の欄に掲げる数値を乗じて得た数値以上であること。
- 工 別記の3の(8)の引張り試験の結果、その95%以上の引張り強さの下限値が表13のそれぞれの機械区分による等級に対応する引張り強さの下限値の欄に掲げる数値に表14の試験片の幅方向の辺長の区分に対応する係数の欄に掲げる数値を乗じて得た数値以上であること。
- 2 機械等級区分したもの

(1) (略)

[新設]

(2) 対称異等級構成集成材の最外層用ラミナ及び外層用ラミナ、非対称異等級構成集成材の引張り側の最外層用ラミナ及び外層用ラミナ並びに同一等級構成集成材に用いるラミナのうち、長さ方向に接着したものにあっては、(1)に加えて別記の1の(3)により抜き取られた試料ラミナが1の(2)の要件に適合すること。

(略)	(略)
変 色	目立たない程度であること。
(略)	(略)
材の両端部の品質(MSR区分に限る。)	等級区分機による測定のできない両端部における節、穴等の強度を低減させる欠点の相当径比が、中央部(等級区分機による測定を行った部分)にあるものの相当径比より大きくないこと。又は、相当径比が表12の右欄に掲げる数値以下であること。表12 (略)
(略)	(略)

表15・表16 (略)

3 異等級構成集成材

異等級構成集成材の規格は、第1項の規定によるもののほか、次のとおりとする。

事項	基準
(略)	(略)
曲げ性能(曲げ性能は験を行った旨の表示をしてあるものに限る。)	別記の3の(7)のアの曲げA試験の結果、次の(1)から(3)までの要件に適合すること。 (1) 別記の1の(2)により抜き取った試料集成材、試験片又はモデル試験体の曲げヤング係数の平均値が、表17の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとするものに応じた同表の平均値の欄に掲げる強度等級のあこと。 (2) 別記の1の(2)により抜き取った試料集成材、試験片又はモデル試験体の95%以上の曲げヤング係数が、表17の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとするものに応じた同表の下限値の欄に掲げる数値以上であること。 (3) 別記の1の(2)により抜き取った試料集成材、試験片又はモデル試験体の95%以上の曲げ強さが、表17の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとするものに応じた同表の曲げ強さの欄に掲げる強値に表18の左欄に掲げる試料集成材、試験片又はモデル試験体の95%以上の曲げ強さが、表17の強度等級の欄に掲げる数値に表18の左欄に掲げる試料集成材、試験片又はモデル試験体の厚さ方向の辺長の区分に応じた係数の欄に掲げる数値を乗じて得た数値以上であること。表17・表18 (略)
幅面の材縁部の品質	表20又は表24の幅面の材縁部の節径比の基準に適合すること。ただし、特定対 称異等級構成集成材の最外層用ラミナにあっては、幅面の材縁部の節径比が17 %以下であること。
ラミナの品質の構成	1 対称異等級構成集成材のラミナの品質の構成は、次のとおりとする。 (1) 最外層用ラミナは、表19の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとする強度等級に応じた等級区分機による等級を表12の樹種群に応じ、表19のとおり1級から5級までに区分する。 (2) ラミナの品質の構成の基準は、表20のとおりとする。 (3) (略) (4) 等級区分機によるラミナのみを用いる場合は、表19の各樹種群の1級より1つ上位の等級区分機による等級のラミナを最外層用ラミナに用い、表20の最外層用ラミナが1級の場合のラミナの品質の構成に準じて製造することができる。 (5) MSR区分によるラミナのみを用いる場合は、次のア又はイによること

表13・表14 (略)

3 異等級構成集成材

異等級構成集成材の規格は、第1項の規定によるもののほか、次のとおりとする。

事 項	基準
(略)	(略)
曲げ性能(曲げ 性能試験を行っ た旨の表示をし てあるものに限 る。)	別記の3の(7)のアの曲げA試験の結果、次の(1)から(3)までの要件に適合すること。 (1) 別記の1の(2)により抜き取った試料集成材、試験片又はモデル試験体の曲げヤング係数の平均値が、表15の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとするものに応じた同表の平均値の欄に掲げる数値以上であること。 (2) 別記の1の(2)により抜き取った試料集成材、試験片又はモデル試験体の95%以上の曲げヤング係数が、表15の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとするものに応じた同表の下限値の欄に掲げる数値以上であること。 (3) 別記の1の(2)により抜き取った試料集成材、試験片又はモデル試験体の95%以上の曲げ強さが、表15の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとするものに応じた同表の曲げ強さの欄に掲げる強値に表16の左欄に掲げる試料集成材、試験片又はモデル試験体の95%以上の曲が強さが、表15の強度等級の欄に掲げる数値に表16の左欄に掲げる試料集成材、試験片又はモデル試験体の厚さ方向の辺長の区分に応じた係数の欄に掲げる数値を乗じて得た数値以上であること。表15・表16 (略)
幅面の材縁部の 品質	表18又は表22の幅面の材縁部の節径比の基準に適合すること。ただし、特定対 称異等級構成集成材の最外層用ラミナにあっては、幅面の材縁部の節径比が17 %以下であること。
ラミナの品質の 構成	 対称異等級構成集成材のラミナの品質の構成は、次のとおりとする。 最外層用ラミナは、表17の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとする強度等級に応じた等級区分機による等級を表10の樹種群に応じ、表17のとおり1級から5級までに区分する。 ラミナの品質の構成の基準は、表18のとおりとする。 (3) (略) (4) 等級区分機によるラミナのみを用いる場合は、表17の各樹種群の1級より1つ上位の等級区分機による等級のラミナを最外層用ラミナに用い、表18の最外層用ラミナが1級の場合のラミナの品質の構成に準じて製造することができる。 (5) MSR区分によるラミナのみを用いる場合は、次のア又はイによること

ができる。

- ア <u>表19</u>の各樹種群にかかわらず、同表の等級区分機による等級に応じ、 <u>表20</u>の最外層用ラミナが 1 級の場合のラミナの品質の構成に準じて製造 することができる。
- イ <u>表19</u>の各樹種群(樹種群 F を除く。)の4級より1つ下位のMSR区 分による等級のラミナを最外層用ラミナに用い、<u>表20</u>の最外層用ラミナ が1級の場合のラミナの品質の構成に準じて製造することができる。

(6) (略)

- 2 特定対称異等級構成集成材のラミナの品質の構成は、次のとおりとする。
- (1) <u>表22</u>の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとする強度等級に応じ、各ラミナを表21のとおりL200からL30までにMSR区分する。
- (2) ラミナの品質の構成の基準は表22のとおりとする。
- (3) (略)
- 3 非対称異等級構成集成材のラミナの品質の構成は、次のとおりとする。
- (1) 引張り側最外層用ラミナは、<u>表23</u>の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとする強度等級に応じた等級区分機による等級を<u>表12</u>の樹種群に応じ、表23のとおり1級から5級までに区分する。
- (2) ラミナの品質の構成の基準は、表24のとおりとする。
- (3) (略)
- (4) 等級区分機によるラミナのみを用いる場合は、<u>表23</u>の各樹種群の1級より1つ上位の等級区分機による等級のラミナを引張り側最外層用ラミナに用い、<u>表24</u>の引張り側最外層用ラミナが1級の場合のラミナの品質の構成に準じて製造することができる。
- (5) MSR区分によるラミナのみを用いる場合は、次のア又はイによることができる。
 - ア 表23の各樹種群にかかわらず、同表の等級区分機による等級に応じ、 表24の引張り側最外層用ラミナが1級の場合のラミナの品質の構成に準 じて製造することができる。
 - イ <u>表23</u>の各樹種群(樹種群 F を除く。)の4級より1つ下位のMSR区分による等級のラミナを引張り側最外層用ラミナに用い、<u>表24</u>の引張り側最外層用ラミナが1級の場合のラミナの品質の構成に準じて製造することができる。

(6) (略)

4 (略)

(略)

(略)

表19 (略)

表20 対称異等級構成集成材のラミナの品質の構成

(表略)

ができる。

- ア <u>表17</u>の各樹種群にかかわらず、同表の等級区分機による等級に応じ、 <u>表18</u>の最外層用ラミナが 1 級の場合のラミナの品質の構成に準じて製造 することができる。
- イ <u>表17</u>の各樹種群(樹種群Fを除く。)の4級より1つ下位のMSR区 分による等級のラミナを最外層用ラミナに用い、<u>表18</u>の最外層用ラミナ が1級の場合のラミナの品質の構成に準じて製造することができる。
- (6) (略)
- 2 特定対称異等級構成集成材のラミナの品質の構成は、次のとおりとする。
- (1) <u>表20</u>の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとする強度等級に応じ、各ラミナを表19のとおりL200からL30までにMSR区分する。
- (2) ラミナの品質の構成の基準は表20のとおりとする。
- (3) (略)
- 3 非対称異等級構成集成材のラミナの品質の構成は、次のとおりとする。
- (1) 引張り側最外層用ラミナは、<u>表21</u>の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとする強度等級に応じた等級区分機による等級を<u>表10</u>の樹種群に応じ、表21のとおり1級から5級までに区分する。
- (2) ラミナの品質の構成の基準は、表22のとおりとする。
- (3) (略)
- (4) 等級区分機によるラミナのみを用いる場合は、表21の各樹種群の1級より1つ上位の等級区分機による等級のラミナを引張り側最外層用ラミナに用い、表22の引張り側最外層用ラミナが1級の場合のラミナの品質の構成に準じて製造することができる。
- (5) MSR区分によるラミナのみを用いる場合は、次のア又はイによることができる。
 - ア 表21の各樹種群にかかわらず、同表の等級区分機による等級に応じ、 表22の引張り側最外層用ラミナが1級の場合のラミナの品質の構成に準 じて製造することができる。
 - イ <u>表21</u>の各樹種群(樹種群 F を除く。)の4級より1つ下位のMSR区分による等級のラミナを引張り側最外層用ラミナに用い、<u>表22</u>の引張り側最外層用ラミナが1級の場合のラミナの品質の構成に準じて製造することができる。
- (6) (略)
- 4 (略)

(略)

(略)

表]/ (略.

表18 対称異等級構成集成材のラミナの品質の構成

(表略)

- (注) 1 Gは、最外層用ラミナの表19の等級区分機による等級をいう。
 - 2 \triangle 1 G、 \triangle 2 G、 \triangle 3 G及び \triangle 4 Gは、Gよりそれぞれ1等級、2等級、3等級及び4等級下位の表19の等級区分機による等級をいう。

表21~表23 (略)

表24 非対称異等級構成集成材のラミナの品質の構成

(表略)

- (注) 1 Gは、引張り側最外層用ラミナの表23の等級区分機による等級をいう。
 - 2 \triangle 1 G、 \triangle 2 G、 \triangle 3 G及び \triangle 4 Gは、Gよりそれぞれ 1 等級、2 等級、3 等級及び 4 等級下位の表23の等級区分機による等級をいう。
- 4 同一等級構成集成材

同一等級構成集成材の規格は、第1項の規定によるもののほか、次のとおりとする。

事 項	基
(略)	(略)
曲げ性能(曲げ性能は験を行った目の表示をしてあるものに限る。)	別記の3の(7)のアの曲げA試験の結果、次の(1)から(3)までの要件に適合すること。 (1) 別記の1の(2)により抜き取った試料集成材、試験片又はモデル試験体の曲げヤング係数の平均値が、表25の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとするものに応じた同表の平均値の欄に掲げる数値以上であること。 (2) 別記の1の(2)により抜き取った試料集成材、試験片又はモデル試験体の95%以上の曲げヤング係数が、表25の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとするものに応じた同表の下限値の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとするものに応じた同表の側に掲げる強度等級のうち格付しようとするものに応じた同表の曲げ強さの欄に掲げる数値に表26の左欄に掲げる試料集成材、試験片又はモデル試験体の95%以上の曲げ強さが、表25の強度等級の欄に掲げる数値に表26の左欄に掲げる試料集成材、試験片又はモデル試験体の厚さ方向の辺長の区分に応じた係数の欄に掲げる数値を乗じて得た数値以上であること。表25 同一等級構成集成材の曲げヤング係数及び曲げ強さの基準(表略)表26 寸法調整係数(表略)
幅面の材縁部の 品質	表29の幅面の材縁部の節径比の基準に適合すること。
ラミナの品質の	1 ラミナの品質の構成は、次のとおりとする。

- (注) 1 Gは、最外層用ラミナの表17の等級区分機による等級をいう。
 - 2 \triangle 1G、 \triangle 2G、 \triangle 3G及び \triangle 4Gは、Gよりそれぞれ1等級、2等級、3等級及び4等級下位の表17の等級区分機による等級をいう。

表19~表21 (略)

表22 非対称異等級構成集成材のラミナの品質の構成

(表略

- (注) 1 Gは、引張り側最外層用ラミナの表21の等級区分機による等級をいう。
 - 2 \triangle 1 G、 \triangle 2 G、 \triangle 3 G及び \triangle 4 Gは、Gよりそれぞれ1等級、2等級、3等級及び4等級下位の表21の等級区分機による等級をいう。
- 4 同一等級構成集成材

同一等級構成集成材の規格は、第1項の規定によるもののほか、次のとおりとする。

事 項	基
(略)	(略)
曲げ性能(曲げ性能試験を行ったをあるものに限る。)	別記の3の(7)のアの曲げA試験の結果、次の(1)から(3)までの要件に適合すること。 (1) 別記の1の(2)により抜き取った試料集成材、試験片又はモデル試験体の曲げヤング係数の平均値が、表23の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとするものに応じた同表の平均値の欄に掲げる数値以上であること。 (2) 別記の1の(2)により抜き取った試料集成材、試験片又はモデル試験体の95%以上の曲げヤング係数が、表23の強度等級の欄に掲げる数値以上であること。 (3) 別記の1の(2)により抜き取った試料集成材、試験片又はモデル試験体の95%以上の曲げ強さが、表23の強度等級の欄に掲げる数値以上であること。 (3) 別記の1の(2)により抜き取った試料集成材、試験片又はモデル試験体の95%以上の曲げ強さが、表23の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとするものに応じた同表の曲げ強さの欄に掲げる数値に表24の左欄に掲げる試料集成材、試験片又はモデル試験体の厚さ方向の辺長の区分に応じた係数の欄に掲げる数値を乗じて得た数値以上であること。表23 同一等級構成集成材の曲げヤング係数及び曲げ強さの基準(表略)表24 寸法調整係数(表略)
幅面の材縁部の品質	表27の幅面の材縁部の節径比の基準に適合すること。
ラミナの品質の	1 ラミナの品質の構成は、次のとおりとする。

構成 (1) 目視区分によるラミナにあっては、格付しようとする強度等級区分に応 | じたラミナの等級を表12の樹種群に応じ、表27のとおり1等から3等まで に区分する。 (2) 等級区分機によるラミナにあっては、格付しようとする強度等級区分に 応じたラミナの等級を表12の樹種群に応じ、表28のとおり1級から4級ま でに区分する。 (3) ラミナの品質の構成の基準は、表29のとおりとする。 (4) 等級区分機によるラミナのみを用いる場合は、表28の各樹種群の1級よ り1つ上位の等級区分機による等級のラミナを用い、表29のラミナが1級 の場合のラミナの品質の構成に準じて製造することができる。 (5) MSR区分によるラミナのみを用いる場合は、次のア又はイによること ができる。 ア 表28の各樹種群にかかわらず、同表の等級区分機による等級に応じ、 表29のラミナが1級の場合のラミナの品質の構成に準じて製造すること ができる。 イ 表28の各樹種群(樹種群Fを除く。)の3級より1つ下位のMSR区 分による等級のラミナを用い、表29のラミナが1級の場合のラミナの品 質の構成に準じて製造することができる。 (6) (略) 2 (略)

表27・表28 (略)

表29 同一等級構成集成材のラミナの品質の構成

(表略)

- (注) Gは、表28の等級区分機による等級をいう。
- 5 内層特殊構成集成材

内層特殊構成集成材の規格は、第1項の規定によるもののほか、次のとおりとする。

事	項	基
(略)		(略)
曲げ	性能	別記の3の(7)のアの曲げA試験の結果、次の(1)から(3)までの要件に適合すること。 (1) 別記の1の(2)により抜き取った試料集成材の曲げヤング係数の平均値が、表30又は表31の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとする等級に応じた同表の平均値の欄に掲げる数値以上であること。 (2) 別記の1の(2)により抜き取った試料集成材の95%以上の曲げヤング係数が、表30又は表31の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとする等級に応じた同表の下限値の欄に掲げる数値以上であること。

構成	(1) 目視区分によるラミナにあっては、格付しようとする強度等級区分に応
	じたラミナの等級を <u>表10</u> の樹種群に応じ、 <u>表25</u> のとおり1等から3等まで
	に区分する。
	(2) 等級区分機によるラミナにあっては、格付しようとする強度等級区分に
	応じたラミナの等級を <u>表10</u> の樹種群に応じ、 <u>表26</u> のとおり1級から4級ま
	でに区分する。
	(3) ラミナの品質の構成の基準は、 <u>表27</u> のとおりとする。
	(4) 等級区分機によるラミナのみを用いる場合は、 <u>表26</u> の各樹種群の1級よ
	り1つ上位の等級区分機による等級のラミナを用い、 <u>表27</u> のラミナが1級
	の場合のラミナの品質の構成に準じて製造することができる。
	(5) MSR区分によるラミナのみを用いる場合は、次のア又はイによること
	ができる。
	ア 表26の各樹種群にかかわらず、同表の等級区分機による等級に応じ、
	<u>表27</u> のラミナが1級の場合のラミナの品質の構成に準じて製造すること
	ができる。
	イ 表26の各樹種群(樹種群Fを除く)の3級より1つ下位のMSR区分
	による等級のラミナを用い、 <u>表27</u> のラミナが1級の場合のラミナの品質
	の構成に準じて製造することができる。
	(6) (略)
	2 (略)

表25・表26 (略)

表27 同一等級構成集成材のラミナの品質の構成

(表略)

(注) Gは、表26の等級区分機による等級をいう。

5 内層特殊構成集成材

内層特殊構成集成材の規格は、第1項の規定によるもののほか、次のとおりとする。

事	項	基
(略)		(略)
曲げ	性能	別記の3の(7)のアの曲げA試験の結果、次の(1)から(3)までの要件に適合すること。 (1) 別記の1の(2)により抜き取った試料集成材の曲げヤング係数の平均値が、表28又は表29の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとする等級に応じた同表の平均値の欄に掲げる数値以上であること。 (2) 別記の1の(2)により抜き取った試料集成材の95%以上の曲げヤング係数が、表28又は表29の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようと
		する等級に応じた同表の下限値の欄に掲げる数値以上であること。

	(3) 別記の1の(2)により抜き取った試料集成材の95%以上の曲げ強さが、表30又は表31の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとする等級に応じた同表の曲げ強さの欄に掲げる数値に、異等級構成にあっては表32、同一等級構成にあっては表33の左欄に掲げる試料集成材の厚さ方向の辺長の区分に応じた係数の欄に掲げる数値を乗じて得た数値以上であること。表30~表33 (略)
(略)	(略)
強度等級区分	格付しようとする <u>表30</u> 又は <u>表31</u> の強度等級であって、実証試験を伴うシミュレーション計算によって得られたデータに基づき当該強度等級の基準に適合すると判断された強度等級とする。

(化粧ばり構造用集成柱の規格)

第6条 化粧ばり構造用集成柱の規格は、次のとおりとする。

区分	基準
接着の程質	またいます。 1 化粧薄板の接着の程度については、別記の3の(1)の浸せき <u>剝離</u> 試験の結果、両木口面における <u>剝離</u> 率が10%以下であり、かつ、同一接着層における <u>剝離</u> の長さがそれぞれの長さの3分の1以下であること。 2 ラミナ (化粧薄板を除く。)の積層接着の程度については、次の(1)、(2)及び(4)の要件に適合し、又は次の(3)及び(4)の要件に適合すること。 (1)別記の3の(1)の浸せき <u>剝離</u> 試験の結果、両木口面における <u>剝離</u> 率が5%以下であり、かつ、同一接着層における <u>剝離</u> の長さがそれぞれの長さの4分の1以下であること。 (2)別記の3の(2)の煮沸 <u>剝離</u> 試験の結果、両木口面における <u>剝離</u> 率が5%以下であり、かつ、同一接着層における <u>剝離</u> の長さがそれぞれの長さの4分の1以下であること。 (3)別記の3の(3)の減圧加圧 <u>剝離</u> 試験の結果、両木口面における <u>剝離</u> 率が5%以下であり、かつ、同一接着層における <u>剝離</u> の長さがそれぞれの長さの4分の1以下であること。 (4)別記の3の(4)のブロックせん断試験の結果、試験片のせん断強さ及び木部破断率が表34の数値以上であること。ただし、1個の試験片におけるせん断強さ又は木部破断率のいずれかが基準に適合しない場合にあっては、当該接着層について1回の再試験を行うことができるものとする。表34 (略)
(略)	(略)

	(3) 別記の1の(2)により抜き取った試料集成材の95%以上の曲げ強さが、 <u>表28</u> 又は <u>表29</u> の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとする等級に応じた同表の曲げ強さの欄に掲げる数値に、異等級構成にあっては <u>表30</u> 、同一等級構成にあっては <u>表31</u> の左欄に掲げる試料集成材の厚さ方向の辺長の区分に応じた係数の欄に掲げる数値を乗じて得た数値以上であること。 <u>表28</u> ~表31 (略)
(略)	(略)
強度等級区分	格付しようとする表28又は表29の強度等級であって、実証試験を伴うシミュレーション計算によって得られたデータに基づき当該強度等級の基準に適合すると判断された強度等級とする。

(化粧ばり構造用集成柱の規格)

第6条 化粧ばり構造用集成柱の規格は、次のとおりとする。

区 分		基
品質	接着の程度	1 化粧薄板の接着の程度については、別記の3の(1)の浸せきはく離試験の結果、両木口面におけるはく離率が10%以下であり、かつ、同一接着層におけるはく離の長さがそれぞれの長さの3分の1以下であること。 2 ラミナ (化粧薄板を除く。)の積層接着の程度については、次の(1)、(2)及び(4)の要件に適合し、又は次の(3)及び(4)の要件に適合すること。 (1) 別記の3の(1)の浸せきはく離試験の結果、両木口面におけるはく離本が5%以下であり、かつ、同一接着層におけるはく離の長さがそれぞれの長さの4分の1以下であること。 (2) 別記の3の(2)の煮沸はく離試験の結果、両木口面におけるはく離率が5%以下であり、かつ、同一接着層におけるはく離の長さがそれぞれの長さの4分の1以下であること。 (3) 別記の3の(3)の減圧加圧はく離試験の結果、両木口面におけるはく離率が5%以下であり、かつ、同一接着層におけるはく離の長さがそれぞれの長さの4分の1以下であること。 (4) 別記の3の(4)のブロックせん断試験の結果、試験片のせん断強さ及び木部破断率が表32の数値以上であること。ただし、1個の試験片におけるせん断強さ又は木部破断率のいずれかが基準に適合しない場合にあっては、当該接着層について1回の再試験を行うことができるものとする。表32 (略)
	(略)	(略)

	曲げ性能		別記の3の(7)のエの化粧ばり構造用集成柱の曲げ試験の結果、試料集成材の 曲げヤング係数及び曲げ強さが <u>表35</u> の数値以上であること。 <u>表35</u> (略)
	(略)		(略)
	材料	ラミナ	1 ラミナ(化粧薄板を除く。)の積層数が <u>4</u> 枚以上であること。 2 (略)
		接着剤	1 ラミナ (化粧薄板を除く。) の積層に使用する接着剤が、第2条に定義する使用環境Cの要求性能を満たしているレゾルシノール樹脂及びレゾルシノール・フェノール樹脂、水性高分子イソシアネート系樹脂又はこれらと同等以上の性能を有するものであること。
			2 (略)
	卞	法	表示された寸法と測定した寸法との差が <u>表36</u> の数値以下であること。 <u>表36</u> (略)
表示	(日	各)	(略)

2~4 (略)

(欠点の測定方法)

第7条 (略)

別記

- 1 試験試料の採取
- (1) 浸せき<u>剝離</u>試験、煮沸<u>剝離</u>試験、減圧加圧<u>剝離</u>試験、ブロックせん断試験、含水率試験、表面割れに対する抵抗性試験、曲げA試験(実大試験(集成材をそのまま用いて行う試験をいう。以下同じ。)によるもの、モデル試験体(格付しようとする集成材とラミナの品質の構成を同一とし、縮小した集成材をいう。以下同じ。)によるものを除く。)に供する試験片を切り取るべき集成材又は実大試験による曲げA試験及び化粧ばり構造用集成柱の曲げ試験に供する集成材(以下「試料集成材」と総称する。)は、1荷口から表37又は表38の左欄に掲げる集成材の本数に応じた同表の右欄に掲げる本数を任意に抜き取るものとする。
- 表37 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、化粧ばり構造用集成柱 (煮沸<u>剝離</u>試験、減圧加圧<u>剝離</u> 試験、ブロックせん断試験及び曲げ試験を除く。) の抜き取り本数 (表略)
- <u>表38</u> 構造用集成材、化粧ばり構造用集成柱 (煮沸<u>剝離</u>試験、減圧加圧<u>剝離</u>試験、ブロックせん断試 験及び曲げ試験に限る。) の抜き取り本数

	曲げ性能		別記の3の(7)のエの化粧ばり構造用集成柱の曲げ試験の結果、試料集成材の 曲げヤング係数及び曲げ強さが <u>表33</u> の数値以上であること。 <u>表33</u> (略)
	(B	各)	(略)
	材料	ラミナ	1 ラミナ(化粧薄板を除く。)の積層数が <u>5</u> 枚以上であること。 2 (略)
		接着剤	1 ラミナ (化粧薄板を除く。) の積層に使用する接着剤が、第2条に定義する使用環境Cの要求性能を満たしているレゾルシノール樹脂及びレゾルシノール・フェノール樹脂、水性高分子イソシアネート系樹脂 (JIS K 6806 に定める1種1号の性能を満足するもの。以下同じ。) 又はこれらと同等以上の性能を有するものであること。 2 (略)
	寸	法	表示された寸法と測定した寸法との差が <u>表34</u> の数値以下であること。 表34 (略)
表示	(日	各)	(略)

2~4 (略)

(欠点の測定方法)

第7条 (略)

別記

- 1 試験試料の採取
- (1) 浸せき<u>はく離</u>試験、煮沸<u>はく離</u>試験、減圧加圧<u>はく離</u>試験、ブロックせん断試験、含水率試験、表面割れに対する抵抗性試験、曲げA試験(実大試験(集成材をそのまま用いて行う試験をいう。以下同じ。)によるもの、モデル試験体(格付しようとする集成材とラミナの品質の構成を同一とし、縮小した集成材をいう。以下同じ。)によるものを除く。)に供する試験片を切り取るべき集成材又は実大試験による曲げA試験及び化粧ばり構造用集成柱の曲げ試験に供する集成材(以下「試料集成材」と総称する。)は、1荷口から表35又は表36の左欄に掲げる集成材の本数に応じた同表の右欄に掲げる本数を任意に抜き取るものとする。
- 表35 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、化粧ばり構造用集成柱(煮沸<u>はく離</u>試験、減圧加圧<u>は く離</u>試験、ブロックせん断試験及び曲げ試験を除く。)の抜き取り本数 (表略)
- 表36 構造用集成材、化粧ばり構造用集成柱(煮沸<u>はく離</u>試験、減圧加圧<u>はく離</u>試験、ブロックせん 断試験及び曲げ試験に限る。)の抜き取り本数

(表略)

(2) モデル試験体による曲げA試験に供するモデル試験体は、<u>表39</u>の左欄に掲げる荷口の集成材の 本数に応じた同表の右欄に掲げる本数を作成するものとする。

表39 モデル試験体の作成本数

(表略)

(3) 曲げB試験、曲げC試験及び引張り試験に供するラミナ(以下「試料ラミナ」という。)は、 1荷口から表40の左欄に掲げる荷口のラミナの枚数の区分に応じた同表の右欄に掲げる枚数を任 意に抜き取るものとする。

表40 曲げB試験、曲げC試験及び引張り試験の抜き取り枚数

(表略)

(4) ホルムアルデヒド放散量試験、<u>浸潤度試験及び吸収量試験</u>に供する試料集成材は、1荷口から 表41の左欄に掲げる集成材の本数に応じた同表の右欄に掲げる本数の試料集成材を任意に抜き取 るものとする。

表41 ホルムアルデヒド放散量試験、浸潤度試験及び吸収量試験の抜き取り本数

荷口の集成材の本数		試料集成材の本数	
1,000本以 1,001本以上 2,000本以 2,001本以上 3,000本以 3,001本以上	下 3本	浸潤度試験の再試験を行う場合には、左に掲げ る本数の2倍の試料集成材を抜き取るものとす る。	

2 試験結果の判定

曲げA試験、曲げB試験、曲げC試験、引張り試験、ホルムアルデヒド放散量試験及び吸収量試験以外の試験にあっては、1荷口から採取された試料集成材から切り取った試験片(含水率試験及び化粧ばり構造用集成柱の曲げ試験にあっては1荷口から採取された試料集成材)のうち、当該試験に係る基準に適合するものの数が90%以上であるときは、その荷口の集成材は当該試験に合格したものとし、70%未満であるときは不合格とする。適合するものの数が70%以上90%未満であるときは、その荷口の集成材について改めて当該試験に要する試料集成材を抜き取って再試験を行い、その結果、適合するものの数が90%以上であるときは当該試験に合格したものとし、90%未満であるときは不合格とする。

3 試験の方法

(1) 浸せき剝離試験

ア (略)

イ 試験の方法

(7) 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱 試験片を室温(10℃~25℃)の水中に6時間浸せきした後、40±3℃(化粧ばり構造用集 成柱(化粧薄板を除く。)にあっては、70±3℃)の恒温乾燥器中に入れ、器中の湿気がこ もらないようにして18時間乾燥する。なお、18時間乾燥後の質量が試験前の質量の110%を 超える場合には、試験前の質量を下限の目安として更に乾燥する。

(表略)

(2) モデル試験体による曲げA試験に供するモデル試験体は、<u>表37</u>の左欄に掲げる荷口の集成材の 本数に応じた同表の右欄に掲げる本数を作成するものとする。

表37 モデル試験体の作成本数

(表略)

(3) 曲げB試験、曲げC試験及び引張り試験に供するラミナ(以下「試料ラミナ」という。)は、 1荷口から表38の左欄に掲げる荷口のラミナの枚数の区分に応じた同表の右欄に掲げる枚数を任 意に抜き取るものとする。

表38 曲げB試験、曲げC試験及び引張り試験の抜き取り枚数 (表略)

(4) ホルムアルデヒド放散量試験に供する試料集成材は、1荷口から表39の左欄に掲げる集成材の 本数に応じた同表の右欄に掲げる本数の試料集成材を任意に抜き取るものとする。

表39 ホルムアルデヒド放散量試験の抜き取り本数

荷口の集成材の本数			試料集成材の本数
1,001本以上 2,001本以上 3,001本以上	1,000本以下 2,000本以下 3,000本以下	2本 3本 4本 5本	[新設]

2 試験結果の判定

曲げA試験、曲げB試験、曲げC試験、引張り試験<u>及び</u>ホルムアルデヒド放散量試験以外の試験にあっては、1 荷口から採取された試料集成材から切り取った試験片(含水率試験及び化粧ばり構造用集成柱の曲げ試験にあっては1 荷口から採取された試料集成材)のうち、当該試験に係る基準に適合するものの数が90%以上であるときは、その荷口の集成材は当該試験に合格したものとし、70%未満であるときは不合格とする。適合するものの数が70%以上90%未満であるときは、その荷口の集成材について改めて当該試験に要する試料集成材を抜き取って再試験を行い、その結果、適合するものの数が90%以上であるときは当該試験に合格したものとし、90%未満であるときは不合格とする。

3 試験の方法

(1) 浸せきはく離試験

ア (略)

イ 試験の方法

(7) 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱 試験片を室温(10℃~25℃)の水中に6時間浸せきした後、40±3℃(化粧ばり構造用集 成柱(化粧薄板を除く。)にあっては、70±3℃)の恒温乾燥器中に入れ、器中の湿気がこ もらないようにして18時間乾燥する。なお、18時間乾燥後の質量が試験前の質量の110%を 超える場合には、試験前の質量を下限の目安として更に乾燥する。 その後、試験片の両木口面の接着層における<u>剝離</u>(<u>剝離</u>の透き間が0.05mm未満のもの及び <u>剝離</u>の長さが3mm未満のものを除く。以下同じ。)の長さを測定し、両木口面における<u>剝離</u> 率(造作用集成材の二次接着部分の試験片については両木口面を木口面のフィンガージョイント部分と読み替える。)及び同一接着層(幅はぎ接着層(階段板等製造時に積層接着した ものを除く。)を除く。)における剝離の長さの合計を算出する。

(注) 1 剝離率は、次の式によって算出する。

2 <u>剝離</u>の長さの測定にあたっては、干割れ、節等による木材の破壊、節が存在する 部分のはがれは、剝離とみなさない。

(イ) 構造用集成材

試験片を室温(10° C~ 25° C)の水中に24時間浸せきした後、 $70\pm3^{\circ}$ Cの恒温乾燥器中に入れ、器中に湿気がこもらないようにして質量が試験前の質量の100~110%の範囲となるように乾燥する。ただし、使用環境Aの表示をしてあるものにあっては、上記処理を2回繰り返すものとする。

その後、試験片の両木口面における<u>剝離</u>の長さを測定し、両木口面における<u>剝離</u>率並びに 各木口面ごとの二次接着を含む積層接着に係る同一接着層、幅はぎ接着層及びラミナブロックの一次接着層における剝離の長さのそれぞれの合計を算出する。

(注) 1 剝離率は、次の式によって算出する。

<u>剝離</u>率(%) = 両木口面の<u>剝離</u>の長さの合計 ×100

2 <u>剝離</u>の長さの測定にあたっては、干割れ、節等による木材の破壊、節が存在する 部分のはがれは、剝離とみなさない。

(2) 煮沸剝離試験

ア (略)

イ 試験の方法

試験片を沸騰水中に4時間浸せきし、更に室温 $(10^{\circ}\text{C} \sim 25^{\circ}\text{C})$ の水中に1時間浸せきした後、水中から取り出した試験片を $70\pm3^{\circ}\text{C}$ の恒温乾燥器中に入れ、器中に湿気がこもらないようにして質量が試験前の質量の $100\sim110\%$ の範囲となるように乾燥する。ただし、使用環境Aの表示をしてあるものにあっては、上記処理を2回繰り返すものとする。

その後、試験片の両木口面における<u>剝離</u>の長さを測定し、両木口面における<u>剝離</u>率並びに各木口面ごとの二次接着を含む積層接着に係る同一接着層、幅はぎ接着層及びラミナブロックの一次接着層における<u>剝離</u>の長さのそれぞれの合計を算出する。

(注) 1 剝離率は、次の式によって算出する。

2 <u>剝離</u>の長さの測定にあたっては、干割れ、節等による木材の破壊、節が存在する部分のはがれは、剝離とみなさない。

(3) 減圧加圧剝離試験

ア (略)

その後、試験片の両木口面の接着層における<u>はく離</u>(<u>はく離</u>の透き間が0.05mm未満のもの及び<u>はく離</u>の長さが3mm未満のものを除く。以下同じ。)の長さを測定し、両木口面における<u>はく離</u>率(造作用集成材の二次接着部分の試験片については両木口面を木口面のフィンガージョイント部分と読み替える。)及び同一接着層(幅はぎ接着層(階段板等製造時に積層接着したものを除く。)を除く。)におけるはく離の長さの合計を算出する。

(注) 1 はく離率は、次の式によって算出する。

 $\frac{\text{LL}(3)}{\text{LL}(3)}$ $=\frac{\text{LL}(3)}{\text{LL}(3)}$ $\frac{\text{LL}(3)}{\text{LL}(3)}$ \frac

2 <u>はく離</u>の長さの測定にあたっては、干割れ、節等による木材の破壊、節が存在する部分のはがれは、<u>はく離</u>とみなさない。

(イ) 構造用集成材

試験片を室温(10° C~ 25° C)の水中に24時間浸せきした後、 $70\pm3^{\circ}$ Cの恒温乾燥器中に入れ、器中に湿気がこもらないようにして質量が試験前の質量の100~110%の範囲となるように乾燥する。ただし、使用環境Aの表示をしてあるものにあっては、上記処理を2回繰り返すものとする。

その後、試験片の両木口面における<u>はく離</u>の長さを測定し、両木口面における<u>はく離</u>率並びに各木口面ごとの二次接着を含む積層接着に係る同一接着層、幅はぎ接着層及びラミナブロックの一次接着層におけるはく離の長さのそれぞれの合計を算出する。

(注) 1 はく離率は、次の式によって算出する。

はく離率(%) = 両木口面のはく離の長さの合計 ×100 両木口面の接着層の長さの合計

2 <u>はく離</u>の長さの測定にあたっては、干割れ、節等による木材の破壊、節が存在する部分のはがれは、<u>はく離</u>とみなさない。

(2) 煮沸はく離試験

ア (略)

イ 試験の方法

試験片を沸騰水中に4時間浸せきし、更に室温 $(10^{\circ}\text{C} \sim 25^{\circ}\text{C})$ の水中に1時間浸せきした後、水中から取り出した試験片を $70\pm3^{\circ}\text{C}$ の恒温乾燥器中に入れ、器中に湿気がこもらないようにして質量が試験前の質量の $100\sim110\%$ の範囲となるように乾燥する。ただし、使用環境Aの表示をしてあるものにあっては、上記処理を2回繰り返すものとする。

その後、試験片の両木口面における<u>はく離</u>の長さを測定し、両木口面における<u>はく離</u>率並びに各木口面ごとの二次接着を含む積層接着に係る同一接着層、幅はぎ接着層及びラミナブロックの一次接着層における<u>はく離</u>の長さのそれぞれの合計を算出する。

(注) 1 はく離率は、次の式によって算出する。

2 <u>はく離</u>の長さの測定にあたっては、干割れ、節等による木材の破壊、節が存在する 部分のはがれは、はく離とみなさない。

(3) 減圧加圧はく離試験

ア(略

イ 試験の方法

試験片を室温(10° C~ 25° C)の水中に浸せきし、0.085MPaの減圧を5分間行い、更に 0.51 ± 0.03 MPaの加圧を1時間行う。この処理を2回繰り返した後、試験片を水中から取り出し、 $70\pm3^{\circ}$ Cの恒温乾燥器中に入れ、器中に湿気がこもらないようにして質量が試験前の質量の100~110%の範囲となるように乾燥する。ただし、使用環境Aの表示をしてあるものにあっては、上記処理を2回繰り返すものとする。

その後、試験片の両木口面における<u>剝離</u>の長さを測定し、両木口面における<u>剝離</u>率並びに各木口面ごとの二次接着を含む積層接着に係る同一接着層、幅はぎ接着層及びラミナブロックの一次接着層における剝離の長さのそれぞれの合計を算出する。

(注) 1 剝離率は、次の式によって算出する。

<u>剝離</u>率(%) = 両木口面の<u>剝離</u>の長さの合計 ×100 両木口面の接着層の長さの合計

2 <u>剝離</u>の長さの測定にあたっては、干割れ、節等による木材の破壊、節が存在する部分のはがれば、剝離とみなさない。

(4) ブロックせん断試験

ア 試験片の作成

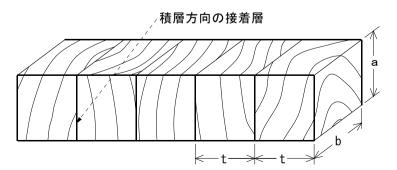
(7) (略)

(イ) 構造用集成材

試験片は、各試料集成材の両端からそれぞれ1個ずつ、積層方向にあっては全ての接着層について図14又は図15に示す形のものを、ラミナの幅方向にあっては全ての接着層について図16に示す形のものを作成する。ただし、ラミナの幅方向への荷重がかからないことが明らかな場合には、積層方向の接着層についてのみ作成するものとする。また、幅方向の二次接着にあっては、各試料集成材の両端から、二次接着前のラミナの幅10cmあたり1個の割合で当該二次接着層から必要数を作成し、幅方向及び積層方向の両方の二次接着をしたものにあっては上記の幅方向の二次接着に加え、積層方向の二次接着層の当該長さ10cmあたり1個の割合で当該二次接着層から必要数を作成する。試験時の試験片の含水率は12%を標準とする。(図略)

図14 ブロックせん断試験用試験片(いす型)

(単位:mm)



イ 試験の方法

試験片を室温 (10°C~25°C) の水中に浸せきし、0.085MPaの減圧を5分間行い、更に0.51 ± 0.03 MPaの加圧を1時間行う。この処理を2回繰り返した後、試験片を水中から取り出し、70 ± 3 °Cの恒温乾燥器中に入れ、器中に湿気がこもらないようにして質量が試験前の質量の100~110%の範囲となるように乾燥する。ただし、使用環境Aの表示をしてあるものにあっては、上記処理を2回繰り返すものとする。

その後、試験片の両木口面における<u>はく離</u>の長さを測定し、両木口面における<u>はく離</u>率並びに各木口面ごとの二次接着を含む積層接着に係る同一接着層、幅はぎ接着層及びラミナブロックの一次接着層におけるはく離の長さのそれぞれの合計を算出する。

(注) 1 はく離率は、次の式によって算出する。

<u>はく離</u>率(%) = <u>両木口面のはく離</u>の長さの合計 両木口面の接着層の長さの合計 ×100

- 2 <u>はく離</u>の長さの測定にあたっては、干割れ、節等による木材の破壊、節が存在する 部分のはがれは、はく離とみなさない。
- (4) ブロックせん断試験

ア 試験片の作成

(7) (略)

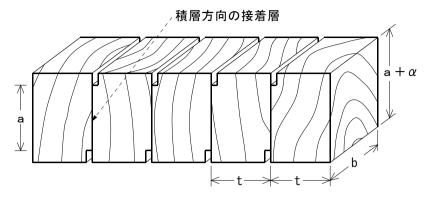
(イ) 構造用集成材

試験片は、各試料集成材の両端からそれぞれ1個ずつ、積層方向にあっては全ての接着層について図14又は図15に示す形のものを、ラミナの幅方向にあっては全ての接着層について図16に示す形のものを作成する。ただし、ラミナの幅方向への荷重がかからないことが明らかな場合には、積層方向の接着層についてのみ作成するものとする。また、幅方向の二次接着にあっては、各試料集成材の両端から、二次接着前のラミナの幅10cmあたり1個の割合で当該二次接着層から必要数を作成し、幅方向及び積層方向の両方の二次接着をしたものにあっては上記の幅方向の二次接着に加え、積層方向の二次接着層の当該長さ10cあたり1個の割合で当該二次接着層から必要数を作成する。試験時の試験片の含水率は12%を標準とする。(図略)

図14 ブロックせん断試験用試験片(いす型)

(単位:mm)

[新設]



(注) a 及び b は25mm以上55mm以下の任意の長さとし、 α は切り込み深さで使用する装置に合った深さとし、t はラミナの厚さとする。

図15 ブロックせん断試験用試験片(連続型(みぞなし・みぞあり))

(図略)

図16 ブロックせん断試験用試験片(幅はぎ用)

イ (略)

- (5)・(6) (略)
- (7) 曲げ試験

ア 曲げA試験

- (7) (略)
- (イ) 試験の方法

(略)

(図略)

図17 曲げA試験又は化粧ばり構造用集成柱の曲げ試験(スパンが厚さの18倍の場合の例) イ~エ (略)

- (8) (略)
- (9) ホルムアルデヒド放散量試験

ア (略)

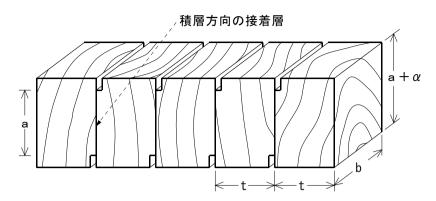
イ 試験の方法

- (7) (略)
- (イ) 試薬の調製

試薬は、次のaからhまでによりそれぞれ調製する。

a よう素溶液 (0.05mol/L)

よう化カリウム (JIS K 8913 (よう化カリウム (試薬)) に規定するものをいう。) 40gを水25mLに溶かし、これによう素 (JIS K 8920 (よう素 (試薬)) に規定するものをいう。) 13gを溶かした後、これを1,000mLの全量フラスコ (JIS R 3505 (<u>ガラス</u>製体積計)に規定するものをいう。以下同じ。) に移し入れ、塩酸 (JIS K 8180 (塩



(注) a 及び b は25mm以上55mm以下の任意の長さとし、 α は切り込み深さで使用する装置に合った深さとし、t はラミナの厚さとする。

図15 ブロックせん断試験用試験片(連続型)

(図略)

図16 ブロックせん断試験用試験片(幅はぎ用)

イ (略)

- (5)・(6) (略)
- (7) 曲げ試験

ア 曲げA試験

- (7) (略)
- (イ) 試験の方法

(略)

(図略)

図17 曲げA試験又は化粧ばり構造用集成柱の曲げ試験

イ~エ (略)

- (8) (略)
- (9) ホルムアルデヒド放散量試験

ア (略)

イ 試験の方法

- (7) (略)
- (イ) 試薬の調製

試薬は、次のaからhまでによりそれぞれ調製する。

a よう素溶液(0.05mol/L)

よう化カリウム (JIS K 8913 (よう化カリウム (試薬)) に規定するものをいう。) 40 g を水25mLに溶かし、これによう素 (JIS K 8920 (よう素 (試薬)) に規定するものをいう。) 13 g を溶かした後、これを1,000mL全量フラスコ (JIS R 3505 (<u>化学分析</u>用ガラス器具) に規定するものをいう。以下同じ。) に移し入れ、塩酸 (JIS K 8180

酸(試薬))に規定するものをいう。)3滴を加えた後、水で定容としたもの

b チオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)

チオ硫酸ナトリウム五水和物(JIS K 8637(チオ硫酸ナトリウム五水和物(試薬)) に規定するものをいう。) 26gと炭酸ナトリウム (JIS K 8625 (炭酸ナトリウム (試 薬)) に規定するものをいう。) 0.2gを溶存酸素を含まない水1,000mLに溶かし、2日間放 置した後、よう素酸カリウム(JIS K 8005(容量分析用標準物質)に規定するものを いう。) を用いて、JIS K 8001 (試薬試験方法通則) の付属書JA (試験用溶液の調製 方法及び滴定用溶液類の調製及び標定) JA.6(滴定用溶液) JA.6.4(標定溶液の調製、標 定及び計算) t) (チオ硫酸ナトリウム) 2) 0. $1 mol \angle L$ チオ硫酸ナトリウム溶液に規定す る標定を行ったもの

c~h (略)

(ウ)~(カ) (略)

(10) 浸潤度試験

ア 試験片の作成

試験片は、各試料集成材の材長の中央部付近において、試料集成材そのものの短辺及び長辺 の状態により、5mm以上の長さの試験片を1枚ずつ採取する。

イ 浸潤度の算出

浸潤度は、試験片に含有される薬剤をウに示す方法により呈色させ、次の式により算出する。

試験片の辺材部分の呈色面積 (mm²) $- \times 100$ 試験片の辺材部分の面積 (mm²)

試験片の材の表面から深さ10mm

_____<u>までの心材部分の呈色面積(m</u>m²) 材の表面から深さ10mm 試験片の材の表面から深さ10mm までの心材部分の浸潤度(%)

までの心材部分の面積 (mm²)

ウ 試験の方法

試験片の切断面を木材保存剤ごとに次に定める方法により呈色させる。使用する薬品(試薬) についてJISが定められている場合には、当該JISによるものとする。

(7) 第四級アンモニウム化合物系木材保存剤で処理されたもの

ブロモフェノールブルー0.2gをトルエンに溶解して100mLとしたもの又はブロモフェノー ルブル-0.1gをアセトン及びヘキサンを1:3(V/V)の比率で混合した溶液に溶解し て100mLとしたものを塗布し、又は噴霧することにより、約5分後に、浸潤部を青色に呈色 させる。

(イ) アゾール・ネオニコチノイド化合物系木材保存剤で処理されたもの ジチゾン (1,5-ジフェニルチオカルバゾン)0.1gをアセトン100mLに溶解したものを 塗布し、又は噴霧することにより、浸潤部を赤色に呈色させる。なお、当該木材保存剤の場 合には、処理材中に有効成分と同様に浸潤する亜鉛化合物が含まれており、これが呈色する。

(11) 吸収量試験

ア 試料の作成

各試料集成材から(10)のアと同様に作成したもの又は(10)の浸潤度試験により呈色させたも のを試験片とし、試験片ごとに、それぞれ図23に示す材面の箇所から深さ10mm、幅5mm以上及 (塩酸(試薬))に規定するものをいう。) 3滴を加えた後、水で定容としたもの

b チオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)

チオ硫酸ナトリウム五水和物(JIS K 8637(チオ硫酸ナトリウム五水和物(試薬)) に規定するものをいう。) 26gと炭酸ナトリウム (JIS K 8625 (炭酸ナトリウム (試 薬)) に規定するものをいう。) 0.2gを溶存酸素を含まない水1,000mLに溶かし、2日間放 置した後、よう素酸カリウム(JIS K 8005(容量分析用標準物質)に規定するものを いう。) を用いて、JIS K 8001 (試薬試験方法通則) の4.5 (滴定用溶液) (21.1) 0.1 mol/Lチオ硫酸ナトリウム溶液に規定する標定を行ったもの

c~h (略)

 $(\dot{\eta}) \sim (\dot{\eta})$ (略)

「新設]

び長さ20mm(最も外側のラミナ以外は長さ10mm)の木片を採取する。同一荷口から採取された 木片を全て合わせ、これを細かく砕いて混合した後、全乾にしたものを試料とする。なお、気 乾の状態の試料又は比較的温和な条件で乾燥(例えば60°Cで48時間乾燥)した試料で分析を行 うことも可能とするが、その場合は、同一試料から分離したものから別途含水率を求め、分析 値を全乾質量を基にした値に補正するものとする。

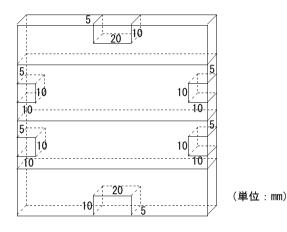


図23 吸収量試験における木片採取位置の例

イ 吸収量の算出

試料に含有される薬剤又は主要成分を木材保存剤ごとにウに定める方法により定量し、次の式により算出する。なお、当該木材保存剤が複数成分の混合物である場合には、成分ごとに吸収量を求め、それぞれの合計をもって吸収量とする。

また、採取した試料の全乾体積は、採取した試験片又は近接した部分から採取した木片から 全乾密度を求め、これを用いて次の式により算出する。

 採取した試料の全乾体積 (cm³) =
 採取した試料の全乾質量 (g)

 全乾密度 (g/cm³)

ウ 試験の方法

(ア) 第四級アンモニウム化合物系木材保存剤で処理されたもの

(分光光度法-1)

<u>A</u> 試験溶液の調製

試料約1gを球管冷却器付き300mLの平底フラスコに正確に量り採り、塩酸—エタノール混液50mLを加えて湯浴上で3時間煮沸する。放冷した後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約30mLのエタノールで洗浄する。ろ液を100mLの全量フラスコに移し、エタノールで定容としたものを試験溶液とする。

B 試薬の調製

- a ジデシルジメチルアンモニウムクロリド(以下「DDAC」という。)標準溶液 DDAC0.1gを正確に量り採り、水に溶解し、1,000mLの全量フラスコで定容とした もの
- b 検量線用標準溶液

DDAC標準溶液 O~4mLを段階的にビーカーに量り採り、それぞれについて塩酸ー エタノール混液 2 mLを加えた後、水を加えて約40mLとし、1 mol/L水酸化ナトリウム 溶液数滴を加えて、万能pH試験紙によるpHを約3.5としたもの

c 塩酸-エタノール混液

塩酸(35%) 3 mLにエタノールを加えて100mLとしたもの

- d 1mol/L水酸化ナトリウム溶液 水酸化ナトリウム4gを水に溶解して100mLとしたもの
- e pH3.5の緩衡液

0.1mol/L酢酸水溶液及び0.1mol/L酢酸ナトリウム水溶液を16:1 (V/V) の比 率で混合したもの。又は、酢酸5.54gと酢酸ナトリウム0.66gを水に溶解して1,000mL としたもの

f オレンジⅡ溶液

オレンジII ($p-\beta-$ ナフトール・アゾベンゼンスルフォン酸) 0.1g を水に溶解し て100mLとしたもの

C 検量線の作成

あらかじめ、pH3.5の緩衡液10mL、オレンジⅡ溶液3mL、塩化ナトリウム5g及びクロ ロホルム20mLを入れた100mLの分液ロートに検量線用標準溶液を加える。約5分間振とう した後、約30分間静置してクロロホルム層と水層との分離を待った後、クロロホルム層の 一部を採り、少量の硫酸ナトリウム(無水)を加えて脱水し、波長485nmにおける吸光度 を測定して検量線を作成する。

D 定量方法

試験溶液のうちから、DDACとして0.4mg以下を含む量を正確に量り採り、100mLのビ ーカーに入れ、水を加えて約40mLとした後、1mol/L水酸化ナトリウム溶液数滴を加え て、万能pH試験紙によるpHを約3.5とし、これを調整溶液とする。

あらかじめ、pH3.5の緩衝液10mL、オレンジⅡ溶液3mL、塩化ナトリウム5g及びクロ ロホルム20mLを入れた100mLの分液ロートに、調整溶液を加える。約5分間振とうした後、 約30分間静置してクロロホルム層と水層との分離を待った後、クロロホルム層の一部を採 り、少量の硫酸ナトリウム(無水)を加えて脱水し、波長485nmにおける吸光度を測定し、 検量線からDDACの量を求める。

E 木材保存剤含有量の計算方法

Dにより求めた値から次の式により木材保存剤含有量を算出する。

木材保存剤含有量(mg)=P× 試験溶液の採取料(mL)

P:検量線から求めたDDACの量 (mg)

(分光光度法-2)

A 試験溶液の調製

試料1gを密栓可能なガラス製容器に正確に量り採り、ギ酸ーメタノール混液40~50mLを正確に加えて栓をし、超音波による抽出行程(水温は30~40°Cとする。)を3時間行う。水温の上昇や超音波洗浄器の加熱を避けるため、超音波照射を複数回に分けて照射時間の合計を3時間としてもよい。その後、上澄液をギ酸ーメタノール混液に耐性を有するシリンジフィルタ等を用いてろ過したものを抽出液とする。

- B 試薬の調製
- <u>a</u> <u>DDAC標準溶液</u> 分光光度法-1のBのaに同じ。
- b 検量線用標準溶液

検量線の直線性が確保される範囲のDDAC量となるように、段階的にビーカーにO ~4mLのDDAC標準溶液を量り採り、水を加えて約40mLとしたもの

<u>c</u> ギ酸ーメタノール混液

ギ酸 (98%) 3 mLにメタノールを加えて100mLとしたもの

d pH3.5の緩衡液

分光光度法ー1のBのeに同じ。

<u>e</u> オレンジⅡ溶液

分光光度法一1のBのfに同じ。

C 検量線の作成

分光光度法-1のCに同じ。

D 定量方法

試験溶液から、検量線の作成に用いた試料の濃度範囲内のDDACを含む量を正確に量 り採り、100mLのビーカー(又はフラスコ)に入れ、水を加えて約40mLとし、これを調整 溶液とする。

あらかじめ、pH3.5の緩衝液10mL、オレンジII溶液3mL、塩化ナトリウム5g及びクロロホルム20mLを入れた100mLの分液ロートに、調整溶液を加える。約5分間振とうした後、約30分間静置してクロロホルム層と水層との分離を待った後、クロロホルム層の一部を採り、少量の硫酸ナトリウム(無水)を加えて脱水し、波長485nmにおける吸光度を測定し、検量線からDDACの量を求める。

<u>E</u> 木材保存剤含有量の計算方法

Dにより求めた値から次の式により木材保存剤含有量を算出する。

P:検量線から求めたDDACの量 (mg)

X:抽出工程で用いたギ酸ーメタノール混液量(mL)

- (1) アゾール・ネオニコチノイド化合物系木材保存剤で処理されたもの
 - A シプロコナゾール

(高速液体クロマトグラフ(以下「HPLC」という。)法-1)

a 試験溶液の調製

試料約1gを共栓付き三角フラスコ等のメタノールに対する耐性を有する密栓可能な容器に正確に量り採り、メタノール20mLを加えて栓をし、30分ごとによく振り混ぜなが

ら超音波による抽出工程(水温は約30~40℃とする。)を2時間行う。静置した後、抽出物を吸引ろ過し、木粉を約5mLのメタノールで洗い込み、洗液をろ液と共に回収する。 得られたろ液はメタノールを用いて25mLに定容としたものを抽出溶液とする。

抽出溶液25mLのうち、予想されるシプロコナゾール濃度に応じて $1 \sim 5$ mLを分取し、ロータリーエバポレーターに装着して45°Cの湯浴上で減圧しながら留去する。残さを表 42に定める比率で調製した移動相に溶解しながら $1 \sim 5$ mLに定容したものを試験溶液とする。

なお、この試験溶液による分析で、木材成分などの影響により、シプロコナゾールの ピークが不明確な場合にあっては、以下による抽出(固相抽出法)を更に行い、それを 試験溶液とする。

抽出溶液25mLのうち5mLを分取し、事前にメタノール2mL及び水2mLで洗浄した固相 抽出カートリッジに導入する。ただし、HPLC分析においてシプロコナゾールのピー ク高さが検量線の範囲を超えた場合は、導入量を5mL以下で行う。また、シプロコナゾ ールの濃度が低い場合は、抽出溶液25mLのうち5mLを超える量を固相抽出してよいが、 その場合は、溶液を濃縮し、メタノール5mLで溶解、導入するものとする。

この固相抽出カートリッジを、メタノール3mL及びメタノールーアンモニア混液A3mLで洗浄した後、メタノールーアンモニア混液B5mLで溶出する。

その後、溶出した液をロータリーエバポレーターに装着して45°Cの湯浴上で減圧しながら留去する。残さを表42に定める比率で調製した移動相に溶解しながら1mLに定容したものを試験溶液とする。

<u>b</u> 試薬等の調製

(a) シプロコナゾール標準溶液

シプロコナゾール標準品 (純度95%以上で既知のもの) 約0.05gを正確に量り採り、 表42に定める比率で調製した移動相に溶解して100mLの全量フラスコで定容としたも の

- (b) 100mMりん酸緩衝液 (pH2.1)
 - りん酸二水素ナトリウム二水和物7.8g及びりん酸(85%)3.4mLを水に溶解して1,000mLの全量フラスコで定容としたもの
- (c) メタノールーアンモニア混液 A

<u>メタノール及び 1 mol/Lアンモニア水を20:80(V/V)の比率で混合したもの</u>

- (d) メタノールーアンモニア混液B
 - メタノール及び28%アンモニア水を95:5 (V/V) の比率で混合したもの
- (e) 固相抽出カートリッジ

強陽イオン交換基としてスルホン基が導入されたジビニルベンゼン-N-ビニルピロリドン共重合体あるいはそれと同等の保持能力を持つ物を担体とするものであること。また、担体の充塡量は1.0meq/gが60mg以上充塡されている場合に相当する量であること。

c 検量線の作成

<u>シプロコナゾール標準溶液を表42に定める比率で調製した移動相で段階的に1~20μ</u>g/mLになるよう調製した後、HPLC専用フィルタでろ過したものをHPLCで測定

し、濃度とピーク面積により検量線を作成する。

d 定量方法

試験溶液をHPLC専用フィルタでろ過し、表42に掲げる条件を標準としてHPLCで測定し、作成した検量線からシプロコナゾールの量を求める。ただし、カラムの内径等の変更、それに伴うアセトニトリルの割合や流量等の変更は可能とする。

表42 シプロコナゾールの定量におけるHPLCの条件

項 目	<u>HPLCの条件</u>
カラム	ODS系カラム(I. D:4.6mm、L:150mm)
移動相	アセトニトリル:100mMりん酸緩衝液 (pH2.1):水=50:10:40 (V/V
	<u>/V)</u>
移動相流速	<u>1. 0mL∕min</u>
<u>カラム温度</u>	40°C
<u>測定波長</u>	<u>220nm(UV検出器)</u>
<u>注入量</u>	<u>10 μ L</u>

e 木材保存剤含有量の計算方法

dにより求めた値から次の式により木材保存剤含有量を算出する。

木材保存剤含有量 (mg) = P×Y/X×25

- P:検量線から求めたシプロコナゾールの濃度(mg/mL)
- X:抽出溶液から分取した量(mL)。ただし、固相抽出を用いた場合は、固相抽出に供した量(mL)とする。
- Y:表42に定める比率で調製した移動相で定容とした量(mL)

(HPLC法-2)

a 試験溶液の調製

試料約1gを密閉可能なガラス製容器に正確に量り採り、メタノール20~30mLを正確に加えて栓をし、超音波による抽出行程(水温は30~40°Cとする。)を2時間行う。水温の上昇や超音波洗浄器の加熱を避けるため、超音波照射を複数回に分け、照射時間の合計を2時間としてもよい。その後スクリュー管瓶を超音波洗浄器から取り出し、室温下で静置する。静置後、上澄液をメタノールに耐性を有するシリンジフィルタ等を用いてる過したものを抽出溶液とする。

抽出溶液のうち、予想されるシプロコナゾール濃度に応じて $1 \sim 5$ 肌を分取し、ロータリーエパポレーター等を用いて減圧濃縮乾固する。この際、抽出溶液の加温は45 で以下とする。濃縮後の残さを表43に定める比率で調製した移動相 $1 \sim 5$ 肌に溶解したものを試験溶液とする。

なお、この試験溶液による分析で、木材成分などの影響により、シプロコナゾールの ピークが不明確な場合にあっては、以下による抽出(固相抽出法)を更に行い、それを 試験溶液とする。

<u>抽出溶液のうち1~5mLを事前にメタノール2mL及び水2mLで洗浄(コンディショニ</u>

ング)した固相抽出カートリッジに導入する。また、シプロコナゾールの濃度が低い場合は抽出溶液のうち5mlを超える量を固相抽出してよいが、その場合は溶液を濃縮し、メタノール5mlで溶解、導入するものとする。

この固相抽出カートリッジをメタノール2~3mL及びメタノールーアンモニア混液 A 2~3mLで洗浄した後、メタノールーアンモニア混液 B 3~5mLで溶出する。なお、コンディショニング以外の送液は2mL以下で行う。

その後、溶出した液をロータリーエバポレーター等により減圧濃縮乾固する(加温は 45℃以下)。残さを表43に定める比率で調製した移動相 1 ~ 5 mLに溶解し、HPLC専 用フィルタでろ過したものを試験溶液とする。

b 試薬等の調製

(a) シプロコナゾール標準溶液

シプロコナゾール標準品 (純度95%以上で既知のもの) 約0.05gを正確に量り採り、 表43に定める比率で調製した移動相に溶解して100mLの全量フラスコで定容としたも の

- (b) 100mMりん酸緩衝液 (pH2.1)
 - <u> H P L C法 1 の b の (b) に同じ。</u>
- (c) メタノールーアンモニア混液 A HPLC法-1のbの(c)に同じ。
- (d) メタノールーアンモニア混液B

メタノール及び28%アンモニア水を100:1 (V/V)の比率で混合したもの

- (e) <u>固相抽出カートリッジ</u> HPLC法-1のbの(e)に同じ。
- c 検量線の作成

シプロコナゾール標準溶液をHPLCの表43に定める比率で調製した移動相で検量線の直線性が確保される濃度範囲(例えば $0.5 \sim 50 \, \mu\,\mathrm{g/mL}$ の濃度範囲で)で段階的に調製した後、HPLC専用フィルタでろ過したものをHPLCで測定し、濃度とピーク面積により検量線を作成する。

<u>d</u> 定量方法

試験溶液を、表43に掲げる条件を標準としてHPLCで測定し、作成した検量線からシプロコナゾールの量を求める。ただし、カラムの内径等の変更、それに伴うアセトニトリルの割合や流量等の変更は可能とする。

表43 シプロコナゾールの定量におけるHPLCの条件

項 目	<u>HPLCの条件</u>
<u>カラム</u> 移動相	ODS系カラム (粒子径 3 μm、 I . D : 3 mm、L : 150mm) アセトニトリル: 100mMりん酸緩衝液 (pH2.1): 水=60: 10: 30 (V/V) / V) 又はアセトニトリル: 水=60: 40
<u>移動相流速</u> カラム温度	1. 0mL/min 40°C

<u>測定波長</u> 注入量 <u>221nm (又は195nm、UV検出器)</u>

1 ~10 μ L

e 木材保存剤含有量の計算方法

dにより求めた値から次の式により木材保存剤含有量を算出する。

木材保存剤含有量 (mg) = P × Y / X × Z

- P:検量線から求めたシプロコナゾールの濃度(mg/mL)
- X:抽出溶液から分取した量(mL)。ただし、固相抽出を用いた場合は、固相抽 出に供した量(mL)とする。
- Y:抽出溶液から分取したものを濃縮乾固した残さを溶解した表43に定める比率で調製した移動相量 (mL)。ただし、固相抽出を用いた場合は、メタノールーアンモニア混液Bで溶出したものを濃縮乾固した残さを溶解した表43に定める比率で調製した移動相量(mL)とする。
- Z:木材からの抽出に用いたメタノール量(mL)

<u>(ガスクロマトグラフ(以下「GC」という。)法-1)</u>

a 試験溶液等の調製

試料約1gを200mLのなす型フラスコに正確に量り採り、水10mLを加えて30分間膨潤させる。この試料にアセトン50mLを加えて30分間振とうしながら抽出し、抽出物を吸引ろ過するとともに、試料を約50mLのアセトンで洗い込む。ろ紙上の試料を再度200mLのなす型フラスコに移し、水10mL及びアセトン50mLを加えて上記の抽出操作を行う。ろ液をロータリーエバポレーターに装着して40℃の湯浴上で減圧しながら、おおむね10mLになるまで濃縮する。これに水を加えて約20mLとする。これをけい藻土カラムに加え、10分間保持する。けい藻土カラムに注射器を取り付け、トルエン120mLを加えて溶出させる。溶出液をロータリーエバポレーターに装着して40℃の湯浴上で減圧しながら留去する。残さをトルエン10mLで溶解し、10mL容注射器を取り付け洗浄を終えたシリカゲルミニカラムに10mL/minの速度でこれを通液する。同様に、酢酸エチルーシクロヘキサン溶液5mLを通液した後、これを酢酸エチル10mLで溶出し、溶出液をロータリーエバポレーターに装着して40℃の湯浴上で減圧しながら留去する。残さをアセトンで溶解しながら5mLに定容したものを試験溶液とする。

- b 試薬等の調製
- (a) シプロコナゾール標準溶液

HPLC法-1のbの(a)に同じ。ただし、「表42に定める比率で調製した移動相」とあるのは、「アセトン」と読み替えるものとする。

- (b) 酢酸エチルーシクロヘキサン溶液
 - <u>酢酸エチル及びシクロヘキサンを2:3(V/V)の比率で混合したもの</u>
- (c) シリカゲルミニカラム
 - 使用時に酢酸エチル10mLで洗浄した後、更にトルエン10mLで洗浄したもの
- c 検量線の作成

シプロコナゾール標準溶液をアセトンで段階的に $10\sim50\,\mu\,\mathrm{g/mL}$ になるよう調製した後、GCで測定し、検量線を作成する。

d 定量方法

試験溶液を、表44に掲げる条件を標準としてGCで測定し、作成した検量線からシプロコナゾールの量を求める。

表44 シプロコナゾールの定量におけるGCの条件

項 目	<u>G C の条件</u>
<u>カラム</u>	<u>5%フェニルメチルポリシロキサンを0.25μmコーティングした溶融シリ</u> カキャピラリカラム(I. D:0.32mm、L:30m)
分析条件	<u>昇温分析 60°C、1min→ (20°C/min) →240°C、10min→ (20°C/min)</u> →260°C
<u>注入法</u>	<u>スプリット</u>
注入口温度	<u>250°C</u>
<u>検出器温度</u>	昇温Maxと同じ又は+10℃
メイクアップガス	He 30mL∕min
<u>キャリアガス</u>	He 2mL/min又は45cm/s
燃焼ガス	水素 30mL/min、空気 370mL/min
検出器	<u>FID</u>
<u>注入量</u>	<u>2 μ</u> L

<u>e</u> 木材保存剤含有量の計算方法

dにより求めた値から次の式により木材保存剤含有量を算出する。

木材保存剤含有量 (mg) = P × 5

P:検量線から求めたシプロコナゾールの量(mg)

(GC法-2)

a 試験溶液の調製

<u>HPLC法-2のaに同じ。ただし、「表43に定める比率で調製した移動相」とある</u>のは、「アセトン」と読み替えるものとする。

b 試薬等の調製

(a) シプロコナゾール標準溶液

HPLC法-2のbの(a)に同じ。ただし、「表43に定める比率で調製した移動相」とあるのは、「アセトン」と読み替えるものとする。

(b) 酢酸エチルーシクロヘキサン溶液

G C 法 – 1 の b の (b) に同じ。

<u>(c)</u> シリカゲルミニカラム

G C 法 – 1 の b の (c) に同じ。

c 検量線の作成

GC法一1のcに同じ。

d 定量方法

GC法-1のdに同じ。

<u>e</u> 木材保存剤含有量の計算方法

dにより求めた値から次の式により木材保存剤含有量を算出する。

木材保存剤含有量 (mg) = P × Y / X × Z

- P:検量線から求めたシプロコナゾールの濃度(mg/mL)
- X:抽出溶液から分取した量(mL)。ただし、固相抽出を用いた場合は、固相抽 出に供した量(mL)とする。
- Y:抽出溶液から分取したものを濃縮乾固した残さを溶解したアセトンの量 (mL)。ただし、固相抽出を用いた場合は、メタノールーアンモニア混液 Bで溶出したものを濃縮乾固した残さを溶解したアセトンの量(mL)とする。
- Z:木材からの抽出に用いたメタノール量(mL)

B イミダクロプリド

(HPLC法-1)

a 試験溶液の調製

試料約5gを共栓付き三角フラスコに正確に量り採り、ジメチルスルホキシド(DMSO)5mLを試料全体に滴下した後、エタノール50~100mLを加えて栓をし、1時間ごとによく振り混ぜながら超音波による抽出工程(水温は約40℃とする。)を3時間行う。静置した後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約30mLのエタノールで洗い込む。ろ液をロータリーエバポレーターに装着して45℃の湯浴上で減圧しながら、おおむね5mLになるまで濃縮する。これを少量のエタノールで溶解した後、25mLの全量フラスコに移し、エタノールで定容としたものを試験溶液とする。

b 試薬の調製

イミダクロプリド標準溶液

イミダクロプリド標準品 (純度95%以上で既知のもの) 約0.05gを正確に量り採り、 エタノールに溶解して50mLの全量フラスコで定容としたもの

c 検量線の作成

イミダクロプリド標準溶液を段階的に $5 \sim 50 \mu g$ /mLになるよう調製し(ただし、試験溶液の濃度が検量線から外れる場合には、検量線の濃度を調製することができる。)、 HPLC専用フィルタでろ過したものをHPLCで測定し、検量線を作成する。

d 定量方法

試験溶液をHPLC専用フィルタでろ過し、表45に掲げる条件を標準としてHPLCで測定し、作成した検量線からイミダクロプリドの量を求める。

表45 イミダクロプリドの定量におけるHPLCの条件

項 目	<u>H P L Cの条件</u>
カラム 移動相 移動相流速 カラム温度	ODS系カラム (I. D:4.6mm、L:150mm) アセトニトリル:水=60:40 (V/V) 1.0mL/min 40°C

<u>測定波長</u> 注入量 271nm(UV検出器) 10 µ L

e 木材保存剤含有量の計算方法

dにより求めた値から次の式により木材保存剤含有量を算出する。

木材保存剤含有量 (mg) = P × 25

P:検量線から求めたイミダクロプリドの濃度(mg/mL)

(HPLC法-2)

a 試験溶液の調製

試料約1gを共栓付き三角フラスコ等密栓可能なガラス製容器に正確に量り採り、アセトニトリル20~30mLを正確に加えて栓をし、時々振り混ぜながら超音波による抽出工程(水温は約40℃とする。)を2時間行う。水温の上昇や超音波洗浄器の過熱を避けるため、超音波照射を複数回に分け照射時間の合計を2時間としてもよい。その後、ガラス製容器を超音波洗浄器から取り出し、室温下で静置する。静置後、上澄液をアセトニトリルに耐性を有するシリンジフィルタ等を用いてろ過したものを抽出溶液とする。

抽出溶液のうち 1~5 mLを分取しロータリーエバポレーター等を用いて減圧濃縮乾固する。この際、抽出溶液の加温は45℃以下とする。濃縮後の残さをアセトニトリルと水を1:1(V/V)の比率で混合した溶液 1~5 mLに溶解したものを試験溶液とする。なお、この試験溶液による分析で、木材成分などの影響により、イミダクロプリドのピークが不明確な場合にあっては、以下による精製(分散型固相抽出法)を更に行い、それを試験溶液とする。

抽出溶液のうち約6 mLを1,200mgの硫酸マグネシウム、400mgの PSAが入った15mLのプラスチック製スピッツバイアルに加えたのち密栓する。バイアルを30秒間激しく振り混ぜた後、1時間静置する。1~3mLの上澄液を分取し、減圧濃縮乾固する。濃縮後の残さを、アセトニトリルと水を1:1(V/V)の比率で混合したもの1~3mLに溶解し、HPLC専用フィルタでろ過したものを試験溶液とする。

b 試薬の調製

(a) イミダクロプリド標準溶液

HPLC法-1のbに同じ。ただし、「エタノール」とあるのは、「アセトニトリルと水を1:1(V/V)の比率で混合した溶液」と読み替えるものとする。

(b) ギ酸アンモニウム緩衝液

59. 5mmo l ギ酸2. 74 g 及び40. 5mmo l ギ酸アンモニウム2. 55 g を水に溶解して1,000mL の全量フラスコで定容としたもの

c 検量線の作成

イミダクロプリド標準溶液をアセトニトリルと水を1:1 (V/V) の比率で混合した溶液で検量線の直線性が確保される濃度範囲 (例えば $0.5\sim50\,\mu\,\mathrm{g/mL}$ の濃度範囲で)で段階的に調製した後、HPLC専用フィルタでろ過したものをHPLCで測定し、検量線を作成する。

<u>d</u> 定量方法

試験溶液を、表46に掲げる条件を標準としてHPLCで測定し、作成した検量線から

イミダクロプリドの量を求める。HPLCの条件はイミダクロプリドの保持時間以降に有機溶媒比率を上げ、きょう雑物をカラム中より除去するためグラジエント分析とする。記載のグラジエント条件は一例であり、分析に影響のない範囲での変更は可能とするが、イミダクロプリドの保持時間までは移動相(A)を100%で通液するものとする。分析を行う上で支障がなければ、表46の移動相組成にある「ギ酸アンモニウム緩衝液」を「水」として実施してもよいこととする。ただし、カラムの内径等の変更、それに伴う移動相(A)のアセトニトリルの割合や流量等の変更は可能とする。

表46 イミダクロプリドの定量におけるHPLCの条件

<u>項 目</u>	<u>HPLCの条件</u>
<u>カラム</u> 移動相	ODS系カラム (粒子径 3 μm、 I . D : 3 mm、L : 150mm) (A) アセトニトリル:水:ギ酸アンモニウム緩衝液 (100mM、pH3.5) = 20:70:10
<u>グラジエント分析</u>	(B) アセトニトリル: ギ酸アンモニウム緩衝液=90:10 0-13分 A:100%、B:0% 13-14分 A:100%→0%、B:0%→100% 14-29分 A:0%、B:100% 29-30分 A:0%→100%、B:100%→0%
移動相流速 カラム温度 <u>測定波長</u> <u>注入量</u>	30-45分 A:100%、B:0% 0.4~0.6mL/min 40°C 271nm (U∨検出器) 10 μ L

e 木材保存剤含有量の計算方法

dにより求めた値から次の式により木材保存剤含有量を算出する。

木材保存剤含有量 (mg) = P × Y / X × Z

- P:検量線から求めたイミダクロプリドの濃度(mg/mL)
- X:抽出溶液から分取した量(mL)。ただし、分散型固相抽出を用いた場合は、 採取した上澄液の量(mL)とする。
- Y:抽出溶液から分取した溶液を濃縮乾固した残さを溶解したアセトニトリルと水を1:1 (V/V)の比率で混合した溶液量 (mL)。ただし、分散型固相抽出を用いた場合は、採取した上澄液を濃縮乾固した残さを溶解したアセトニトリルと水を1:1 (V/V)の比率で混合した溶液量 (mL)とする。
- Z:木材からの抽出に用いたアセトニトリル量(mL)

別記様式(第3条、第4条、第6条関係)

(略)

別記様式(第5条関係)

別記様式(第3条、第4条、第6条関係)(略)

別記様式(第5条関係)

(略)

ホルムアルデヒド放散量

性能区分及び処理方法 木 材 保 存 剤

実大曲げ試験等

(略)

備考

1~3 (略)

- 4 保存処理を施した旨の表示をしていないものにあっては、この様式中の「性能区分及び処理 方法」及び「木材保存剤」を省略すること。
- <u>5</u> 実大曲げ試験又は実証試験を伴うシミュレーション計算を行った旨の表示をしていないものにあっては、この様式中「実大曲げ試験等」を省略すること。
- 6 (略
- <u>7</u> 非ホルムアルデヒド系接着剤である旨<u>等</u>の表示をしていないものにあっては、この様式中「使用接着剤等の種類」を省略すること。
- 8 (略)
- 9 輸入品にあっては、8にかかわらず、この様式中「製造者」を「輸入者」とすること。
- <u>10</u> (略)

(略)

ホルムアルデヒド放散量

[新設]

「新設]

シミュレーション計算

(略)

備考

1~3 (略)

[新設]

- <u>4</u> 実証試験を伴うシミュレーション計算を行った旨の表示をしていないものにあっては、この 様式中「シミュレーション計算」を省略すること。
- 5 (略)
- <u>6</u> 非ホルムアルデヒド系接着剤である旨の表示をしていないものにあっては、この様式中「使用接着剤等の種類」を省略すること。
- 7 (略)
- 8 輸入品にあっては、7にかかわらず、この様式中「製造者」を「輸入者」とすること。
- <u>9</u> (略)